

十二頭ヲ買上ケ一頭ノ價ヲ平均六百五十五マルクト定メリ其
他軍馬ヲ貯フル所アリ諸縣内ニアル者ニシテ其數十五アリ

二 陸軍上等裁判所

陸軍上等裁判官長ト爲リ其他裁判官六人アリ(大學校ノ第二ノ
試験ヲ經タル者ニ限ル)

此裁判所ノ總費用ハ六万四千五百五十マルク(陸軍ノ費用ハ總テ獨
逸ヨリ支出スルナリ)此裁判所ニ屬スルニ軍團裁判所十四アリ伯
林ノ鎮臺裁判所ト師團裁判所鎮臺裁判所陣營裁判所等九十五ア
リ
裁判所ノ總費用ハ五十四万六千九百九十七マルク

三 陸軍出納本局總費用二十二万七千四百八十八マルク

出納長 一人
ゲチヨールキリンシュツアルマイストル

出納掛 二人(記簿掛ヲ兼メハ)

金銀受取掛 三人

記簿掛 十三人

書記 十三人

出納補助役 二人

其他各軍隊ハ各別ニ出納局ヲ有セリ

四 陸軍教育事件

一 上等學校 (士官ニ高上ナル學問ヲ教フル所)

此學校ノ學術ニ關スル事件ハ參謀長ノ總轄ニ屬シ懲戒事件會計
警察事件ハ陸軍省ノ軍事局ノ總轄ニ屬セリ

此學校ハ左ニ掲クル者ヨリ成立ツ可シ

① 學校頭取

長 一人

輔佐官 一人

其他 二人

則四人ヨリシテ此頭取ヲ組立リ

② 學術委員

長 一人

掛 六人

總テ兼務ナリ

③ 軍事ニ關スル教師 十人 士官ナリ

④ 陸軍ニ非ル事ヲ教ラル教師(地理ノコ算術ノコ天文測量等ノコ)

「プロヘサ」ナリ兼務ナリ

其外ニ

書籍庫掛 出納掛アリ

陸軍上等學校ノ費用ハ十三万九千九百五十「マルク」ナリ

二 陸軍學校總監督

總監督掛 一人 騎馬隊ノ將官ナリ

輔佐官 二人

總監督掛ヨリ左ノ者ヲ監督セリ

⑤ 上等教育委員

學校教育ノ事務ニ付キ意見ヲ述フル爲メニ設クルナリ

普國官制

⑤ 陸軍試験委員

ドイツ陸軍試験委員の組織

士官ト爲ル試験ヲ爲ス委員ナリ

長 一人 將官ナリ

監督掛 二人 書記ヲ兼リ

此委員ハ二アリ

一ハ士官ト爲ル者ヲ試験シ士官四人ヨリ成ル

一ハポルトベイハインリヒ試験文官教師六人ヨリ成ル

⑥ 士官學校

士官學校の総費用ハ四十八万五千七百七十九マルク

此學校ハ士官ヲ教授スル所ナリ普國ニ八アリ

陸軍參謀士官長タリ學校總監督掛ノ總括ヲ受ケリ總監督掛ヨリ

士官學校ノ事ニ付キ意見ヲ問フ爲メニ教育委員ヲ附屬セリ長一

スワイゼンコミッショ

人士官四人ヨリ成ル

伯林ニアル士官學校ノ監督掛ハ直チニ都テノ士官學校ヲ監督セ

リ

授業期限ハ九ヶ月ト十ヶ月トニ分テリ各學問上ノ事ト實際上ノ

事トニ分レリ此期限ノ終リタル後ニ士官ト爲ルノ試験ヲ爲ス

可シ

士官學校ニハ參謀士官長ト爲リ一時出張スル士官カ教師及ヒ監

督掛ト爲ル可シ

⑦ 幼年學校試験委員

ドイツ幼年學校試験委員の組織

幼年學校ニ入校スル者ヲ試験スル委員アリ長一人其他四人ヨリ

成ル四人ハ士官ニシテ一人ハ文部省ノ書記官ナリ

普國官制

①幼年學校總費用ハ百三十万八千九十三マルク
カザン
 千八百六十七年一月十八日ノ布告ニ因テ設立シタルモノニシテ司令長官補助官一人ト法律掛一人ヨリ成ル又司令長官ニ教育委員ヲ附屬シ教育ノ事ニ付キ意見ヲ述ヘシム其委員ハ士官四人文官二人ヨリ成ル「リヒテルヘルド」ノ幼年本校アリ諸州ニ幼年支校アリ其數六アリ

三大砲隊及ヒ器械掛ヲ教フル學校(總費用ハ十七万四千七百七十三「マルク」)

大砲隊ノ士官及器械方ノ士官ヲ教フル所ナリ

長 一人

參謀士官 數人

教師 六人 大尉

出納掛 一人

博士 五人 算術ト窮理學ヲ教ユ

五輜重監督掛
トレーニエンインズペクナラン

監督掛 一人

補助官 二人
ゾクニクナト

六伯林ニアル歩兵學校監督掛

將官 一人

補助官 一人

此監督掛ヨリシテ左ニ掲クル者ヲ總括セリ

一諸州ニアル下士官學校其數六アリ

普國官制

二下士豫備學校

三軍人ノ子弟ヲ教育スル所

兵卒職務中又不具ト爲リタル者ノ子ヲ教育スル學校五歳ヨリ十歳マテノ者ヲ教フルナリ六級ニ分ツコト小學校ノ如シ此學校ハ一

ケ所ソミナリ

四「スパンダウ」ニアル射的學校

士官又ハ下士官ニ射的ヲ教フル所ナリ

長 一人

大尉 八人

器械掛 一人

五伯林ニアル体操本校

士官又ハ下士官ニ体操ヲ教フル所ナリ

長 一人

士官教師 三人

醫師 一人

陸軍ノ教育ニ關スル總費用ハ四百七十八万四千百七十九「マルク」

七軍人禁獄監督掛

監督掛 一人

補助官 一人

此監督掛ニテハ左ノ禁獄ヲ總括セリ

城塞禁獄 九ヶ所

禁獄 八ヶ所

普國官制

定役場 三ヶ所

禁獄ノ總費用ハ七十九万四千四百七「マルク」

八病馬監督掛

監督掛長 一人

補助官 一人

助 一人

顧問 二人

此監督掛ハ陸軍ノ病馬ヲ監督シ陸軍省ヘ其意見ヲ述フ可シ

此監督掛ニテ軍事ニ係ル四ヶ所ノ鍛冶掛ヲ總括セリ又此監督掛長

ハ馬醫ヲ監督シ又ハ馬醫學校ノ長ヲ兼子リ

九「ハノーフル」ニアル馬術學校

長 一人 將官

之ヲ二部ニ分ツ各部ニ長アリ

一部ハ士官ニ馬術ヲ教フル所

一部ハ下士官ト騎馬隊ニ馬術ヲ教フル所

教師 十二人 士官

廐掛 二人

十「ポッダム」ニアル軍人ノ孤子ヲ養フ所ノ頭取(伯林ニ住セリ)

頭取ハ陸軍卿及ヒ陸軍省ノ書記官三人ヨリ成ル

男子ヲ養フ所ハ「ポッダム」ニアリ女子ヲ養フ所ハ「シユロスプレツ

チユ」ニアリ

十一陸軍衛生掛

普國官制

⑦軍醫ニシテ士官ノ位ヲ有スル者ヨリ成リ之ヲ「ザ」ニテ「ツ」ヲヒ
チールコールト云フ

⑧軍醫ニシテ下士ノ位ヲ有スル者ト病院ノ助役及ヒ看病人ヨリ成
ル

衛生掛ノ長タル者ハ

軍醫總監

グネライルズオーブスアルツトデムアルギー

各軍團ニ於テハ

軍醫監

軍醫ハ官吏ニ非スシテ軍人ト同シ下士及ヒ兵卒ノ長タルナリ各

聯隊ニハ軍醫正アリ各大隊ニハ軍醫副アリ其他補助役アリ都テ軍

レギメント

ラーヘルンカーンブスアルツト

バダイロン

ンカーブスアルツト

醫ハ大學校ニテ教授ヲ受クルトハ他ノ醫師ト異ナルトナシ其他軍

醫ヲ教育スル學校ニヶ所アリ其一ハ「フリドリーヒツイルレム」第

一世ノ設立シタル醫學校ナリ無料ニシテ教育ス但卒業ノ後ハ必ス

軍醫ト爲ル可キ義務アリ

其二ハ軍醫學校アリ

以上二ノ學校長ハ軍醫監ナリ教師ハ大學校ノ博士ト上等ノ軍醫ナ

リ(「ヲ」ルスターブスアルツト」マテヲ指ス)

第十二 國內保護委員(城寨ヲ築クトニ付意見ヲ述フル)

其長ハ

コロンプリンツ

其掛ハ

參謀長

モルツケ

普國官制

大砲隊總監督掛

工兵掛ノ長(城塞ノ總監督掛ヲ兼子リ)

陸軍省軍事局長

第十三 大砲隊委員

ゲネラルルツルザルライコミンテイ

其長ハ大砲隊ノ總監督掛ナリ

其他十三人ノ掛アリ 將官ト大佐ナリ

第十四 伯林ノ大砲隊試験委員

アルムカライナリコフシンスコミンテイ

其長ハ大佐

其他十五人アリ 士官

此試験委員ニ合併シテ實地検査委員(新發明ナルヲ實地ニ試験スルナリ)アリ

第十五 伯林ニアル大砲射的學校士官下士官ニ大砲ノ射的ヲ教フル所

長 一人 士官

補助官 一人 士官

教師 三人

第十六 大砲置場

城塞ノ在ル所及ヒ大ナル郷ニアリ 全國中三十九ヶ所アリ

大砲其他兵器ノ總費ハ千四十二万六千「マルク」

第十七 大砲製造所總費用ハ五十三万「マルク」

① 大砲製造所 「スパンダム」ニ大ナル製造所アリ

② 彈藥製造所 「スパンダム」ニアリ

普國官制

① 大砲鑄造場

② 大砲ノ玉鑄造場「シークロブルグ」ニアリ

③ 破裂物製造場

第十八 小銃及ヒ彈藥製造場

④ 小銃及彈藥製造場ノ監督掛

監督官 一人 大佐

補助役 一人

⑤ 小銃及ヒ彈藥製造場ノ頭取三ヶ所アリ「スパンダウ。タンチヒエルアールト」

第十九 伯林工兵委員

長 一人 將官

掛 十人 士官

工兵ノ事ニ關シ意見ヲ述フル者ナリ

第二十 軍用電信監督掛

軍事ニ關スル電信又ハ鳩ヲ使用スルコトヲ監督ス「キヨルン」ニ鳩ヲ使用スル所アリ

監督掛 一人 大佐

補助官 一人 士官

第二十一 城塞ノ雛形ヲ貯フル所「伯林」ニ

第二十二 州ニ在ル軍事會計官署則軍事會計掛ナリ「總費用ハ百四十三万七千三百十

三三マ
ルク

各軍團ニハ會計長一人「總計十四人」之ニ附屬スル官吏數人アリ「インデ
ンダンツールレーテ」及ヒ「アツセスツール」ナリ

普國官制

軍事會計掛ヨリ監督スル者左ノ如シ

一 兵糧庫ノ管理

二 陣營病院ノ管理

大ナル陣營病院ニ於テハ「ガルニ―ソインスペクトル」及ヒ「ラツアレツトインスペクトル」アリ

三 軍服貯置所

モンテールンゲスタボース

四 陣營建築管理（近年設立シタルモノナリ全國一般ニ一様ニ建築セシムル爲メ別段ノ官吏ヲ命セリ之カ爲メ十四ヶ所ニ検査掛一人ト其他必要ナル建築掛數人ヲ置ケリ建築検査掛ハ軍團ノ會計掛ノ在ル所ニ在リ陣營建築掛ハ陣營ノ在ル所ニ居リ検査掛ノ命ヲ奉シテ建築セシムルナリ

第二十三 陸海軍ノ生命保險所

佛ト戰爭ノ賠償金ヲ全ク拂フマテハ普兵ヲ佛國ニ佛ノ賄ヲ以テ停メタリ「マントイヘル」ト云フ司令長官カ佛ヨリ賄料ヲ受ケテ自カラ賄ヒタリ然ルニ其賄料ニ餘分ヲ生セリ其餘分ノ金ニ付キ議院ノ説分レリ軍人ニ於テハ之レハ固ト軍人ニ於テ拂タルモノト云ヒ議院ニ於テハ之レハ政府ニ拂ヒタルモノトス終ニ議院ノ方非トナリテ其三百萬ノ金ヲ資本トシテ軍人ノ保險所ヲ設立シタルナリ此保險所ニ合併シテ貯金預所ヲ設ケタリ其貯金預所ハ百分ノ四ノ利息ヲ拂ヘリ此保險所及ヒ貯蓄所ハ士官及ヒ下士ノ爲メニ設ケタルモノニシテ兵卒ハ加入スルコトヲ得ス

第二十四 憲兵總費用ハ百八十萬七千マルク

普國官制

十一「ブリガルヂエー」アリ(旅團ニ當ル)各州ニ「ブリガルヂエー」アリ「ブリガルヂエー」ニ四十四人ノ士官アリ(各縣ニ一人宛)之ヲ「ヂストリクツヲヒチール」ト云フ騎馬下士百八十人騎馬卒千六百七十人歩卒二千六十七人アリ

九 農務省

ミニステリユムヒューララドヒロドシヤフトロイヤーチンワンドホホステン

卿 一人

卿ニ屬スル本局アリ

第一局卿ト第一局ヲ合セタル費ハ四十万九千九百九十マルク

耕作及ヒ牧馬事件ヲ主レリ

長 一人

書記官 八人

建築掛 一人 輔佐役ナリ

書記會計掛 十五人

寫字局長 一人

筆生 八人

第二局四十一万七千四百六十七マルク

山林田畠ノ管理ヲ主ル

千八百七十八年ニ大藏省ヨリ此事件ヲ離シテ農務省ニ合併セリ

長 二人一人ハ山林 一人ハ田畠

書記官 十二人

山林掛 一人

建築掛 一人

普國官制

書記會計掛 二十九人

建築監督掛 一人

建築ノ事ニ付キ會計ヲ検査ス

筆生 九人

此省ノ事務ハ耕作ニ關スル警察則チ土地所有者ハ借受人トノ間ノ關係及ヒ共有土地ヲ分析スル事件土地義務解放水ノ經過獸獵漁獵ニ關スル警察其他都テ耕作ヲ進歩セシムル營業學校土地ヲ改良シ及ヒ植民事件穀物獸類ノ保險會社ノ監督牧馬ノ總括堤防建築事件獸類傳染病及ヒ其警察土地ヲ資本トシテ設ケタル銀行等ノ監督山林田畠ノ監督

農務省第一局ヨリ監督スル官署ハ左ノ如シ

一 耕作掛

ヨンジズヨミチイコロキユム

州ニ在ル所ノ耕作組合ヨリ三年ノ期限ヲ以テ選ハレタル者十九人ト農務卿ノ命シタル者九人ト農務省ノ官吏ヨリ命シタル書記一人ヨリ成ル其長ハ掛リノ内ヨリ三年ノ期限ヲ以テ選ハル可シ
其事務ハ耕作ニ關スル諸州ノ事件ヲ卿ニ具申シ又ハ耕作ノ事ニ付キ意見ヲ述ヘ又ハ建言スルノ權アリ

二 動物傳染病掛

此事務ハ動物傳染病ニ付キ卿ヲ輔佐スルナリ又行政官署裁判所ヨリ問ハル、クハ意見ヲ述フ可シ又動物及ヒ傳染病ノ統計表ヲ作ル可シ又動物傳染病豫防警察規則ヲ發スルク意見ヲ述フ可シ
其警察事務ハ縣郡ニ動物警察掛ト云フ者ヲ置キ別ニ之ヲ主ラシ

ム

三沼溜開墾掛

此事務ハ沼溜ノ事ニ付キ一切卿ニ意見ヲ述フルナリ

四上等耕作裁判所

長 一人

裁判官 十人

此裁判所ハ農務卿及ヒ司法卿ニ附屬シタルモノニシテ土地義務解
放掛ノ始審裁判ニ對スル控訴ノ終審裁判ヲ爲ス可シ然レモ法律ニ
背キタル場合ナレハ獨逸裁判所ニ上告スルコトヲ得

五土地ヲ資本トスル銀行

此銀行ハ土地所有ノ組合ヒテ土地ヲ抵當トシテ土地記名證書ヲ交

付スル所ナリ其交付シタル證書ニ付テハ記シタル土地ノミナラス
組合ニ屬スル一切ノ土地ニテ其責ヲ負ヒタリシ其後地名ヲ記セス
シテ證書ヲ交付シ之カ爲メ大ニ融通ヲ善クシタリ此銀行ニハ政府
ヨリ命セラレタル頭取アリ其事務ヲ監督スル爲メニ政府ヨリ別ニ
監督掛ヲ置ケリ

其他ニ株式會社ニテ設立シタル此種類ノ銀行アリ伯林ニハ郷ノ義
務ヲ負フ會社アリ此等ノ銀行ハ年々利息ノミヲ拂ヘハ自然元金ヲ
返濟スルコトナリ

六上等耕作學校

④伯林ニアル耕作學校及ヒ博物館古ハ大學校ニ附屬セリ今日ハ獨
立セリ教師十二人アリ

〔ボツベルスドルフ〕ニ在ル耕作學校

(ボン)ノ大學校ニ屬セリ

長 一人

教師 八人

〔ボモローギセイנסトチニューテ〕

植物學校 二ヶ所アリ

七獸醫學校 伯林ニアリ

長 一人

教師 七人

〔ハノーフル〕ニモ獸醫學校アリ

八花園學校

〔A〕ボツダムサンスシ―ニアル花園ヲ作ルコヲ教フル學校

〔B〕樹木培養學校

九牧馬掛

本局三ヶ所支局十五ヶ所アリ

三ヶ所ニテハ馬ヲ産マシメ他ノ場所ニテハ止タ牝馬ヲ備フルノミ

第二局ヨリ監督スル官署ハ左ノ如シ

一山林試験掛

此掛ハニアリ一ハ上等山林掛ヲ試験スル掛ニシテ一ハ山林掛見

習ヲ試験スル掛ナリ

二山林學校

此學校ニアリ「エーベルスワルデ」及ヒ「シューンデン」ニアリ

普國官制

政府ニ屬スル山林ハ別ニ掛リ官吏數人アリテ之ヲ管理ス其掛ニ「フーベルホルストマイステル」三十人「ホルストマイステル」九十人「フーベルヒヨルステル」六百八十七人「ヒヨルステル」三千三百六十四人アリ

政府所有ノ山林ヨリノ總上リ高ハ五千五十万「マルク」ナリ費用ハ二千八百八十三万六千三百「マルク」全クノ殘餘ハ二千六百六十六万三千七百「マルク」

政府所有ノ田畠ハ「ド子ーメンレントベアムテ」ト云フ官吏アリ之ヲ監督ス其人員七十二人其一年ノ收入ハ二千九百三十三万三千八百四十「マルク」費用ハ六百六十万九千七百七十「マルク」殘金二千二百七十二万四千六百七十「マルク」

農務省ノ總轄ニ屬スル州ニ在ル土地義務解放銀行ノ事件ヲ總轄セリ此銀行ハ千八百五十年三月二日ノ法律ニ因テ設ケタルモノニシテ土地ニ附屬スル義務ヲ解放シ其償高ヲ銀行ヨリ直ニ權利者ニ無記名ノ証書ヲ以テ一時ニ拂渡シ銀行ハ義務者ヨリシテ年賦金ヲ以テ其元利ヲ取立ルナリ

銀行ヨリ權利者ニ拂フモハ一年間ノ義務ヲ評定シタル二十倍ノ高ヲ拂ヒ義務者ヨリ直チニ權利者ニ拂フモハ十八倍ノ高ヲ拂フノミ義務者ヨリ銀行ニ拂フ金高ハ四十一年一ヶ月ニシテ全ク元利ヲ償却シ得ルナリ又一年ニ拂ヘキ高ノ十分ノ一ヲ減スルヲモアリ然ルモハ五十六年一ヶ月ニシテ償却シ得ルナリ

十工部省

普國官制

卿 一人

本局ヲ屬セリ

第一局(鑛山鹽坑ノ總收入高ハ八千五百三十七万費用七千二百三十五万二千四百八「マルク」殘金千三百一十九千三百三十五「マルク」)

鑛坑金銀分析鹽坑事件ヲ監理ス

少輔 一人

書記官 四人

上等鑛山建築掛一人

此局ヨリ總括スル官署ハ左ノ如シ

一 上等鑛山掛及ヒ鑛山掛

二 鑛山學校

① 伯林ノ地質及ヒ鑛山學校

地質學校ハ普國中ノ地質ヲ檢查シテ國益ノ爲メニ爲ス可シ地質ノ事件ハ頭取ニテ之ヲ主ル頭取ハ國王ヨリ命セラレ二人ヨリ成ル内一人ハ鑛山學校ノ長ヲ兼メ其檢查ハ檢查掛ヲシテ爲サシム可シ其掛八人アリ助四人アリ

鑛山學校ニ長一人アリ教師五人助教師數人アリ

三局ヲ合シテ中央國ト稱シ鐵道事務ヲ主レリ

少輔 三人

書記官 十八人

鐵道掛アリ

普國官制

建築掛 一人

鐵道建築掛三人

器械監督掛一人

圖引キ 一人

此中央局ヨリ監督スル官署ハ左ノ如シ

一 上等鐵道管理掛

鐵道ニ政府所有ノ者ト人民ニ屬シ政府ニテ管理スル者トアリ此ニツ者ヲ管理スル爲メ普國ヲ七區ニ分ツ各區ニ上等鐵道管理掛アリ此掛ニハ長一人課長數人機關士數人アリ此掛ノ下ニ四十三ヶ所ノ

鐵道掛アリ

ベリインレンタル

二 人民所有ノ鐵道ハ通常ハ株式會社ノ所有ニシテ其取扱ハ會社ニ

テ爲セトモ政府ヨリ其監督ヲ爲スナリ其監督掛ヲ「アイセンバーン」ヨミサリヤートト云フ政府所有ノ鐵道及ヒ政府ノ加入スル私有鐵道ノ總收入ハ三億五千六百五十四万二千「マルク」費用ハ二億六千六百八十一万九千「マルク」ノ純益八千九百七十二万三千「マルク」臨時費用九百五十万餘アリ正味八千二十二万三千「マルク」

第三局 建築局

其事務ハ建築ニ掛ル人員ノヲ主ル又ハ建築ノ必用ナルヤ否ヲ評議シ又ハ建築豫算表ヲ作ル可シ又建築圖面及ヒ其費用ヲ檢査スル

建築スルヲ總括スルヲ 建築警察事件ヲ主ル

長 一人

普國官制

書記官 十七人

建築掛 一人アリ建築課ノ長ヲ兼メ

建築監督掛 六人

第三局ヨリ監督スル官署ハ左ノ如シ

一 建築評議掛

カヒニモスロクノタカラシ

巨大ナル建築ヲ爲スルハ其意見ヲ述ヘ一般ニ施用ス可キ建築方
法ヲ議シ又ハ建築ニ關スル新發明ニ付キ意見ヲ述ヘ又ハ建築學
ノ進歩ニ注意ス

其掛ハ省中ノ建築掛ト卿ノ申立ニ因リ國王ヨリ命セラレタル

大工ヨリ成ル都テ兼務ニテ俸給ナシ

ハロマインタル

二 建築及ヒ機關士ノ第二試験 第二ノ試験ヲ經レハ
「バウマインタル」

三 建築及ヒ機關士ノ第一試験掛

四 建築セシムル掛リトシテ縣廳ニ建築掛アリテ則水陸ノ建築ヲ
司ラシム其數七十七人アリ縣廳ノ建築掛ハ又其屬官ノ建築掛
ヲ使用ス其數四百二十八アリ

中央局第三局ヲ合セタル總費用ハ千六百七十五「マルク」ナリ

千八百七十二年三月二十七日ノ會計檢査院設立及ヒ權限規則

第一條 會計檢査院ハ國王ノ直轄ニシテ諸省ノ卿ニ對シテハ獨立ス

ル官署ナリトス此官署ハ政府ノ收入支出及ヒ所有物ノ出入及ヒ國
債ノ管理ニ係ル精算ヲ檢査確定シテ會計豫算ノ監督ヲ爲スヘシ

第二條 會計檢査院ハ院長一名及ヒ局長檢査官ノ若干名ヨリ成ル

院長ハ內閣ノ申立ニ因リ局長及ヒ檢査官ハ內閣議長ノ署名ヲ有ス
ル院長ノ申立ニ因リ國王之ヲ命スヘシ

第三條 父子妻ノ父ト女ノ婿兄弟ト姉妹ノ夫トハ同時ニ會計檢査
官タルヲ得ス(檢査官トハ院長局
長檢査官ヲ總稱ス)

第四條 兼務又ハ手當ヲ給スル傭員ハ院長及ヒ檢査官ニ委任ス可カ
ラス若シ委任スルモ之ヲ肯ンス可カラズ

又検査官ハ議院ノ代議士タルヲ得ス

第五條 検査官ニハ千八百五十一年五月七日ノ裁判官懲戒法ヲ適用スヘシ但左ニ掲クル者ハ格別ナリトス

普國大審院ハ(現今ハ獨國大審院ナリ)院長局長及ヒ検査官ノ管轄懲戒裁判所ナリトス懲戒法第十三條ノ退職ノ旨ヲ諭スコトハ局長及ヒ検査官ニ對シテハ院長ノ義務トス

第五十八條ノ事務ハ院長ニ對シテハ普國大審院長其裁判所ノ決定ニ因リ(第五十九條)其他ノ検査官ニ對シテハ検査院長之ヲ主ルヘシ

検査官ハ其志願ニ非サルモ裁判官又ハ相當ノ學識ヲ有スル上等行政官ニ轉任セシメラル、ヲ得但從前ノ等級ヲ有スヘシ

第五十四條ノ命令ハ内閣ヨリ爲スヘシ

第六十三條ノ場合ニ於テ院長ニ係ル決定ハ内閣ニ他ノ検査官ニ係ル決定ハ院長ニ送付スヘシ

其他院長ハ検査官ニ對シ司法卿ノ裁判官ニ於ケルト同一ノ權ヲ有スヘシ

第六條 検査官ヲ除クノ外一切ノ官吏ハ院長之ヲ命シ且之ニ對スル懲戒ハ諸省ノ卿ノ屬官ニ於ケルト同一ナリトス

其官吏ノ懲戒裁判所ハ検査院ノ全員會ナリトス全員會ニハ會長ヲ合シ少クトモ検査官七名臨席スヘシ其他ハ普國大審院ノ懲戒裁判手續ニ從フヘシト雖其事件ハ千八百五十二年七月二十一日ノ行政官懲戒法ニ從テ終審ノ裁判ヲ爲スヘシ

第七條 會計検査院ノ事務ハ規則ヲ以テ之ヲ定ムヘシ其規則ハ検査院及ヒ内閣ノ申立ニ因リ國王ヨリ布告ヲ爲シ且議院ニ通知スヘシ其規則中ニハ特ニ院長ノ事務總括ニ係ル箇條ヲ掲クヘシ其規則ヲ發スルマテハ舊來ノ事務章程ニ從フヘシト雖此規則ノ會議法及ヒ其他ノ條ヤニ抵觸スルモノハ格別ナリトス

第八條 會計検査院ハ會長ヲ合シ検査官ノ多數ニ因テ決議スヘシ可
否同數ナルモ會長之ヲ決スヘシ
左ノ事件ハ必ス會議ヲ以テ決スヘシ

- 一 國王ニ具狀スル報告
- 二 議院ニ差出スヘキ意見(第十八條)
- 三 検査法ヲ作り又ハ之ヲ改正スル

四 章程ヲ作り又ハ之ヲ改正スル

五 上等行政官署ノ命令ニ因リ陳述スヘキ意見

第九條 會計検査院ハ會計豫算表(憲法第九十九條)及ヒ其豫算表ヲ作ル基礎ト爲ル豫算其他ノ附録ヲ實施シタル一切ノ精算ヲ検査スヘシ特ニ左ニ掲クル者ヲ検査スヘシ

- 一 政府ノ收入支出ヲ管理スル官署建築物ノ精算
- 二 規則又ハ契約ヲ以テ別ニ定メサルモハ政府ヨリ維持スルカ又ハ需求ニ因リ政府ヨリ多少補助スルカ又ハ政府ヨリ保證スルモ(其保證ヲ實行シタルモニ限ル)政府ニ屬セサル建築物ノ精算

算

又検査院ハ航海通商局ノ平均表及ヒ簿冊ヲ検査スヘシ(之ニ抵觸

スル規則ハ廢止タルヘシ）普國銀行ノ精算ニ付テハ舊來ノ規則ニ從フヘシ検査院出納局ノ精算ハ院長ニテ検査シ其意見ヲ添ヘテ議院ニ差出シ調査ヲ經タル後義務ヲ免カルヘシ

検査院ノ検査ヲ受クルコトヲ要セサル者ハ豫算表ニ於テ内閣庶務局ノ政務上ノ用ニ定メタル資本ノ精算及ヒ内務省ノ秘密警察ノ用ニ定メタル資本ノ精算ノミナリトス

第十條 其他左ニ掲クル者モ亦検査院ノ検査ヲ受クヘシ

- 一 政府ノ生産物豫備品器具等貨幣ニ非サル一切ノ所有物ヲ管理スル官署建築物ノ精算
- 二 精算書ヲ請取り及ヒ受取證ヲ交付スルニ關係者ノ協力ナクシテ止タ政府ノ官署又ハ官吏ヨリ管理スル建築物資本ノ精算但

政府ヨリ補助ヲ受クルト否トニ拘ハラズ

一ニ掲ケタル精算ニ財産目錄ヲ付スヘキヤ又ハ確實ニ之ヲ作りタルコトヲ證明スルヲ以テ足レリトスヘキヤ否ハ其官署及ヒ建築物ノ異ナルニ從ヒ検査院ニテ之ヲ定ムヘシ

第十一條 會計検査院ハ第九條及ヒ第十條ノ精算中緊要ナラサル者ノ定額ハ國王ヨリ別ニ命令アルニ非サレハ之ヲ検査セスシテ行政官署ニ任カセ其検査ヲ爲サシメ且其義務ヲ免カレシムルコトヲ得但検査院ハ時々其精算書及ヒ辨明書ヲ差出サシメ規則ニ從テ其管理ヲ爲スヤ否ヲ確定スヘシ

検査院ニ於テ検査セサル精算ニ變更アルハ其都度速カニ議院ニ通知スヘシ

第十二條 精算ヲ検査スルニハ其確實ナルヤ否ノ外ニ仍ホ左ノ條件ヲ検査スヘシ

(A) 政府ノ所有物ノ出入及ヒ使用ニ付キ及ヒ收入(税、手数料)ノ徴收及ヒ其仕拂ニ付法律及ヒ規則ヲ遵奉シタルヲ

(B) 精算ノ結果ニ因レハ政府ノ爲メ財産管理法ヲ改正スヘキヲ

第十三條 會計検査院ハ官署ヨリ精算書及ヒ辨明書ヲ検査スルニ必用ナリトスル詳細書及ヒ簿册書類ヲ差出サシムルヲ得又州官署及ヒ其所屬ノ官署ヨリハ其記録ヲ求ムルヲ得

院長ハ精算ニ對シ不正ノ廉アレハ派出委員ヲシテ實地ノ検査ヲ爲サシメ又場合ニ因テハ財産管理法ヲ検査セシムルヲ得

又院長ハ臨時出納局及ヒ倉庫ヲ検査セシムルヲ得此場合及ヒ派

出委員ヲシテ検査セシムルニ於テハ預シメ其行政長官ニ通知スヘシ

シ長官ハ又別ニ委員ヲ派出シテ其検査ニ加ハラシムルヲ得

第十四條 上等官署ニ於テ政府ノ收入支出ニ係ル規則ヲ發スルカ又ハ之ヲ改正説明シタルハ直ニ會計検査院ニ通知スヘシ

官署ヨリ發スル出納局官吏及ヒ簿册ノ登記ニ係ル規則ハ之ヲ發スル前ニ會計検査院ニ通知スヘシ検査院ハ其不當ナリト認メタル箇條ヲ其官署ニ忠告スルヲ得

毎年ノ精算書及ヒ其検査確定書ノ法式ニ係ル規則ハ検査院ヨリ之ヲ發スヘシ検査院ハ預シメ關係スル行政長官ト協議スヘシ其意見異ナルハ検査院ニテ決スヘシ

精算書ノ差出方ニ係ル議院ノ決議ハ検査院ニ通知スヘシ

第十五條 精算書ヲ差出ス期日及ヒ之ニ對スル意見ノ調書期限ハ會計検査院ニテ之ヲ定ムヘシ

第十六條 州官署及ヒ其附屬官署ハ會計検査院ノ管轄事件ニ付テハ検査院ノ所屬ナリトス検査院ハ場合ニ因リ上等行政官署ト同一ノ權限ヲ以テ強テ其命令ニ從ハシメ若シ從ハサルハ之ヲ罰スルヲ得又其命令ノ遵奉ニ付キ不當ナルハ之ヲ譴責スルヲ得

第十七條 會計検査院ハ全ク義務ヲ盡シ且意見ヲ調査シ終リタル出納官吏ニ其義務ヲ免カレシムヘシ其證書ハ普國法律全書第一編第十四章第四百十六條ヨリ第五百五十三條マテノ受取證ト同一ノ効ヲ有スヘシ精算書ヲ検査スル際出納官吏又ハ其他ノ官吏ヨリ不足ヲ生セシメタルヲ發見シ之ニ關スル書類ヲ以テ其不足ヲ證明シ能

ハサルハ検査院ハ其長官ヲシテ仍ホ調査セシメ場合ニ因テハ收入ノ部ニ書加ヘシムルヲ得

第十八條 憲法第四百四條ニ從ヒ毎年政府ヨリ議院ニ差出スヘキ會計豫算表ノ精算書ニハ検査院ニ於テ其責任ヲ以テ左ノ意見ヲ付スヘシ

一 精算書ニ掲ケタル收入支出ノ高ト會計検査院ニテ検査シタル收入支出ニ係ル出納局精算書ト違ハサルコト(最初ノ精算書ハ一簿書ニシテ後ノ精算書ハ各出納局各別ニ作リタル精算書ナリ)

二 政府收入ノ徴收支出、又ハ其所有物ノ出入使用ニ付キ法律ヲ以テ確定シタル會計豫算表ニ又ハ議院ニ於テ認可シタル明細會計豫算表ノ各章ニ(第十九條)又ハ豫算表各部ノ附記ニ又ハ

收入支出所有物ノ出入使用法ニ違ハサルコ

三 憲法第一百四條ニ掲クル豫算表ニ越エタルコ(第十九條)及ヒ豫算外ノ支出ニ付キ議院ノ認可ヲ得ヘキコ

第十九條 憲法第一百四條ニ掲クル豫算表ニ越ユルトハ同第九十九條ニ因リ確定シタル會計豫算表ノ各篇ノ各章ニ背クカ又ハ議院ノ認可ヲ得タル明細豫算表ノ各章ニ背キタル一切ノ餘分支出ヲ云フナリ但豫算表ニ於テ各章ノ流用ヲ聽ルシ且此章ニ於テ餘分ニ支出シタルモノハ彼章ニ於テ少ナク支出シタル者ヲ以テ補充シ得ルモノハ此限ニ在ラス此規則ノ明細豫算表ノ各部トハ議院ニ於テ各別ノ議決ヲ受ケ且豫算表ニ明記スヘキ各部ヲ云フナリ

議院ニ差出スヘキ明細豫算表ニハ千八百七十三年已後ハ俸給資本

部ニ其資本ヲ支出スヘキ人員及ヒ金高ヲ記スヘシ

會計豫算表ニ越エタルコ及ヒ豫算表外ノ支出ニ係ル明細ハ翌年ノ議院ニ於テ其認可ヲ受クヘシ但其認可アルモ精算書ニ對シ意見ヲ述フルコヲ得

第二十條 會計年度ノ終ニハ會計検査院ヨリ其意見ヲ添ヘタル報告書ヲ國王ニ差出スヘシ其意見書ニハ精算ノ結果ニ因リ法律又ハ布告ヲ以テ財産管理方ヲ改正スヘキトハ其理由ヲ記スヘシ

第二十一條 凡テ此規則ニ抵觸スル法律及ヒ布告ハ廢止タルヘシ

千八百二十年一月十七日ノ國債處分布告

スカーツシユルデン

天帝ノ輔翼ヲ以テ普魯西國王タル朕「ウイレム」カ左ノ布告ヲ發ス
ルモノハ近年一般ニ知ル所ノ騷亂ニ遭ヒ之レカ爲メ種々ノ義務ヲ
負ヒタルニ付キ千八百十年十月二十七日ノ法律ヲ以テ國債ヲ償却
セントシタレ其目的ヲ達スルコト能ハサリシニ因レリ

然レモ國カヲ他事ニ費シタルニ拘ハラズ其法律ノ主旨ニ從テ延滞
ノ利子ヲ拂ヒ且成ヘク負債ヲ償却シ及ヒ臨時ノ負債ヲ通常ノ負債
ニ變スルコトニ盡カシタリ又今日ニ至ルマテハ國債ノ總額ヲ調査シ
竭サ、レモ千八百十八年五月七日ノ布告ヲ以テ毎年一百万「タ
レル」ノ資本ヲ以テ公債證書ヲ引換フルコトニ定メタリ

今日ニ至テハ國債ノ總額ヲ調査シ畢リタレハ之ヲ人民ニ公告セン

トスルナリ

然ノミナラス將來ハ國債事件ヲ議院ニ付シ政府及ヒ其行政ニ對スル人民ノ信用ヲ鞏固ナラシメ且人民ニ對シ不當ノ政務ヲ施サ、ラシメ益々朕カ素志ヲ貫徹センカ爲メ左ノ條々ヲ確定シテ國債ヲ制限シ其元利ヲ漸次ニ償却セントス

第一條 附錄ノ國債豫算表ニ據レハ先王ノ時及ヒ朕カ政府ノ需求ヲ充タシメ且國家ヲ維持スル爲メ既ニ募リタル國債及ヒ未タ公債證書ヲ發行セサルモノハ現今一億八千九万千七百二十「ターレル」ナリトス

此國債ヲ償却スルハ獨リ朕ノミナラス又朕ノ子孫ニ至ルマテ政府及ヒ人民ヲシテ其義務ヲ負擔セシムヘキモノトス

第二條 朕ハ其國債豫算表ヲ以テ國債ヲ制限セリ因テ其高ヲ越エテ公債證書又ハ其他ノ證書ヲ發行ス可カラス

後來國家ヲ維持スル爲メ又ハ公益ヲ圖ルニ因リ國債ヲ起サ、ルヲ得サルニ至リタルトハ當時ノ議院ノ議決ヲ經且其保證ヲ經テ之ヲ起スヘキモノトス

第三條 國債豫算表ニ掲ケタル一切ノ國債ヲ保證セン爲メ已ニ特別ノ抵當ナキモノハ朕及ヒ朕カ子孫ニ至ルマテ政府ノ財產特ニ全國ノ田畠山林僧侶ヨリ奉還セシメタル土地ヲ抵當ト定メタリ然レハ朕カ家屬宮内皇族及ヒ其所屬ノ建築物ヲ維持スル爲メ毎年二百五十万「ターレル」ヲ必用ナリトス

第四條 國債ノ利子ハ其證書ニ掲ケタル部合ヲ以テ舊來ノ如ク其金

額ヲ定メ且出納局ヨリ支拂フヘシ
朕ニ於テ將來外國ノ商法隆盛ノ地ニ於テ利子ヲ拂フヘキコトヲ便利
ナリト認メタルハ國債管理局ニ命シ通商局ヲシテ支拂ハシムル
コトアルヘシ

第五條 漸次ニ國債ヲ償却スル朕ハ毎年負債高ノ百分一ヲ一般ノ償
却資本高トシテ給付スルコトヲ許可セリ但外國ノ負債ニ於テ別ニ條
約アルモノハ格別ナリトス
其資本高ハ亦漸次ニ元金ヲ償却シタルニ因リ剩シタル利子ヲ以テ
増補スヘキコト左ノ如シ

一 國債豫算表ノ(一)ノ(四)ニ掲ケタル「グールマルク」土地抵當銀行
證書ニ於テハ其償却法ニ因リ全ク其元金ヲ償却スルニ至ルマテ

繼續シテ剩スヘキ利子

二 豫算表(一)ノ(八)ニ掲ケタル特別ノ證書ヲ與ヘタル負債ヨリ剩ル
利子但其債主ヨリ返金ヲ求ムル權ヲ害スヘカラス

三 豫算表ノ(一)ノ(三)ノ(六)ニ掲ケタル其他ノ負債ヨリ次第ニ剩ル利
子其利子ハ期限ヲ定メテ一般ノ償却資本ニ入ルヘキモノトス則
本年ヨリ千八百二十二年マテナリトス然レモ千八百十八年及ヒ
千八百十九年ニ於テ償却シタル負債ヨリ剩シタル利子ハ之ヲ償
却資本ニ加フヘシ千八百二十三年一月一日以後ハ十年ヲ以テ一
期トスヘシ之ニ因リ次第ニ利子ノ高ヲ減シ且人民ノ收稅ヲ減セ
シムル爲メナリ

第六條 千八百十年十月廿七日ノ布告及ヒ公債證書ノ文面ニ依レハ

次第ニ抽籤ヲ以テ其元金ヲ消却スヘシトアレトモ舊來ノ實驗ニ徴スルニ其償却法ヲ以テハ政府及ヒ債主ノ利益ト爲ラサルニ因リ以後ハ國債償却資本及ヒ剩餘シタル利子ヲ以テ國債豫算表ノ①ノ①①②③ニ掲ケタル國債ハ暫時抽籤ヲ以テ償却ヲ爲サス千八百十八年千八百十九年ニ於テ實効ヲ見タル如ク毎年公債證書ヲ買上クルトニ定メ其證書ノ價格商人集會所又ハ市場ニ於テ沸騰シ證書面ノ價ヨリ低價ヲ以テ買上クルト能ハサルニ至リ始テ國債管理局ニ於テ抽籤ノ法ヲ用フヘシ

第七條 左ニ掲クル者ヲ以テ國債ノ元利償却ノ常備金トス

- 一 第三條ニ從テ一切ノ田畠及ヒ山林ヨリ生スル收入
- 二 將來ハ現金ヲ以テ賣却スル政府所屬物ノ價格及ヒ現金ヲ以テ

解放スヘキ田畠附着ノ年賦金永久借地料其他土地ヨリ收納スヘキ物(收穫ノ十分一ノ收納及ヒ力役等)

三 鹽稅ヨリノ收入ハ國債償却出納局ニ於テ需求スル高

其金額ハ州出納局ノ長官タル官署ノ責任ヲ以テ月々其高ヲ定メ少シモ減スルコナク州出納局ヨリ直ニ國債償却出納局ニ完納スヘシ

千八百二十年一月一日ヨリハ州出納局ヨリ一定ノ金額ヲ納メタルハ國債償却出納局ヨリ受取證ヲ取り其完納シタルコトヲ證スルヲ得ルノミ又同日ヨリハ第二ニ掲ケタル政府所屬物ノ賣却高及ヒ土地義務解放金ノ仕拂ハ下條ニ掲クル所ノ國債管理局ノ證書アルニ非サレハ其効ナシ

舊來ノ田島賣却出納局ハ千八百二十年一月一日ヨリ之ヲ廢止シ其
收入餘金ハ全ク國債管理資本ト爲スヘシ

第八條 内閣ハ千八百十八年六月三十日ニ於テ更ニ取還(佛國ヨリ)
シタル諸州ニアル田島ノ性質ニ付キ布告ヲ發スルカ爲メ國王ニ向
テ其意見ヲ述フルル以後ハ田島ノ賣却ヲ擔任セシムル官署ヲ設ケ
其賣却高ヲ以テ國債ノ償却ニ充テシムヘキ義務ヲ負ハシメント述
ヘタリ

其具狀ヲ參考シ且此布告ヲ實行センカ爲メ全ク財政官ヨリ分離シ
タル官署ヲ設ケ國債管理局ト稱スヘシ

第九條 國債管理局ハ長一人其他四人ヨリ成ル朕ハ「ビルリリヘゲ
ハイメヨ―ベルヒナンツラートローテル」、ヲ長ニ「ビルリリヘゲハ

イメヨ―ベルヒナンツラートド―ムデハントホンデル、シユ―レ
ンブルヒ、ヲ第一管理官ニ「ランドラート」及ヒ「ド―ムヘルン、ホン
パンエツ」ヲ第二管理官ニ伯林ノ「スタット、ゲリヒツ、ヂレクトル、
ペーリツツ」ヲ第三管理官ニ伯林ノ「ハンドルングスハウス」長「グ
リユ―デルシツクレル、ダビトシツクレル」ヲ第四管理官ニ任セリ
後來長又ハ管理官ノ退職シタルルハ未タ議院ヲ設ケタル間ハ内閣
ヨリ三名ヲ申立テ國王之ヲ選定ス
長ハ事務ヲ總括ス管理官ハ長ト同一ノ權ヲ有スルヲ以テ其責任ヲ
同クスヘシ

第十條 國債管理局ハ朕及ヒ債主ニ對シ第二條ニ因リ公債証書ヲ増
加スヘカラサルノミナラス國債豫算表ニ掲ケタルヨリ他ノ證書ヲ

モ發行ス可カラサル義務アリ又豫算表ニ掲ケタル金額ニ付未タ証書ヲ發セサルモノハ舊來ノ法式ヲ以テ之ヲ作り又ハ未タ其高ヲ調査シ終ラサルモノニ付テハ他ノ証書ヲ作ルコトヲ得其金額ニ付キ作りタル証書ヲ交付スヘキ官署又ハ一己私人ニ付テハ豫算表ノ各章ニ從テ朕ヨリ之ヲ命スヘシ

第十一條 大藏省ニ於テ全ク國債ノ調査ヲ終リ或ル國債ニ付國債豫算表ニ假リニ定メタル金額ヨリ低額ヲ要スヘシト決シタルハ國債管理局ハ其餘金ヲ確定シ後來拂フヘキ利子ヲ合セテ次ノ利子拂ヒ期限ヨリ之ヲ準備金ニ入ルヘシ且豫算表ニ於テ假リニ低額ヲ以テ定メタル他ノ國債ニ充テシムルニ必用ナルモノハ格別ナリトス又其餘金ヲ準備金ニ入ル、マテ拂フヘキ利子ハ一般償却資本ニ加

入シ場合ニ因テハ速カニ第五條ノ二項ニ掲ケタル負債ヲ償却センカ爲メ特別ノ證書アル國債ニ充ツヘシトス

第十二條 國債管理局ハ第四條第五條ニヨリ國債總額ノ元利ヲ仕拂フコトヲ怠ルヘカラサル義務アリ特ニ其處分ヲ爲スニ付キ政府ノ信用ヲ害スヘカラス

第十三條 又國債管理局ハ其精算書ヲ後來設クヘキ議院ニ差出スヘシ未タ議院ヲ設ケサル間ハ之ヲ内閣ニ差出スヘシ朕ハ議院又ハ内閣ヨリ述ヘタル意見ニ從テ精算ノ義務ヲ免カレシム

第十四條 後來議院ヲ設クルマテハ毎年伯林郷官ノ委員ト國債管理局ト合併シテ已ニ償却シタル證書ヲ精算シタル後ニ於テ封印シ伯林控訴裁判所ニ其保存ヲ囑托スヘシ但之ヲ囑托スル前ニハ其證書

ノ番號「イロハ」ヲ管理局ノ精算書ト共ニ公告スヘシ

第十五條 國債管理局ノ長及ヒ管理官ニ前數條ノ義務ヲ負ハシメ且法律ニ從テ處分ヲ爲サシムルカ爲メ司法卿ヨリ伯林控訴裁判所ニ於テ伯林郷官ノ委員商人集會所頭取及ヒ豪商ノ面前ニテ誓約ヲ爲サシムヘシ

第十六條 當時大藏省ニ在ル國債償却出納局ハ公債證書發行局(又ハ國債證書監督局ト云フ)ト其官吏及ヒ事務ヲ合シ國債管理局ニ移シ全ク其所管タラシム

國債管理局ノ費用ハ宰相ニテ之ヲ定メ舊來大藏省ノ豫算表ニ掲ケタル者ヲ其内ヨリ省クヘシ

第十七條 國債管理局ニハ帳簿ヲ正シクシ且見易ク記載シ得ヘキ方

法ナカル可カラサルニ數年證書ノ所有者ヨリシテ滿期ノ利子ヲ受取ラサルニ因リ帳簿ヲ混亂シ易ケレハ此布告ヲ發スル日ヨリ延滞利子ノ期滿得免ヲ滿期ヨリ四年トスヘシ

其期限ハ今ヨリ滿期ト爲ル利子ニ適用スルノミナラス已ニ滿期ト爲リタルニ受取ラサル利子ニモ亦適用スヘシ但已ニ滿期ト爲リタル者ヲ受取ル權ハ來ル千八百二十四年一月一日ヲ以テ全ク消滅ス其利子ハ一般償却資本高ニ加入スヘキモノトス關係者ヨリ他日之ヲ求ルノ權ナシ

第十八條 第一條ニ掲ケタル國債ノ外政府ハ又千八百二十四萬二千三百四十七「ターレル」(通貨)ノ無利足ノ國債ヲ償却スヘシ其國債ハ世上ニ流通スル準備金引當證書及ヒ以前條約ヲ以テ募リタル

「ソ」出納局證書^①及ヒ其他ノ證書ヨリ成ルモノナリ今日ハ止タ
以上ノ證書ノ損破シタル者ヲ引換シカ爲メ一定ノ金額ヲ國債豫算
表ニ掲ケタルノミ且其高ハ後來其時ノ需求ニ從テ毎年之ヲ定ムヘ
シ

第十九條 其他再ヒ取還シタル諸州ニ附着スル負債ヲ政府ニテ擔當
スヘキ者又ハ國內ノ行政ヲ改正シタルカ爲メニ擔當スヘキ州ノ負
債ハ國債豫算表ニ於テ之ヲ掲ケタリ其負債ハ縣出納局ノ負債義務
トシテ其豫算表ニ掲ケタル金額ハ未タ調査ヲ終ラサレヒ先ツ二千
五百九十一萬四千六百九十四「ターレル」ト定メタルナリ
大藏省ハ後來モ亦其金額ノ調査ヲ擔任シ千八百二十年ノ終リマテ
ニ全ク其調査ヲ結局ニ至ラシムルマテハ大藏省ニ於テ會計豫算ニ

定メタル金額ヲ以テ其利子ニ充ツヘシ
其金額ノ調査ヲ終リタル後ハ之ヲ國債管理局ニ移スヘシ其償却法
ノ未タ定ラサルモノハ「サクソン」中央收稅證書ト共ニ朕自カラ之
ヲ定ムヘシ

第二十條 負債償却法ヲ定ムルマテハ債主ヨリ返金ヲ求ムルヲ得
ス併カラ場合ニ因テハ特別ノ抵當アル負債ニ限リ國債償却資本ノ
計算ニテ田畠ヲ賣拂ヒ其價額ヲ以テ返金スヘシ
然レモ州會計豫算表ニ掲ケタル收入ハ成ルヘク之ヲ収立別ニ計算
ヲ爲シ千八百二十年以後ハ昨年三月九日法律第五條ニ從テ債主ニ
返金スルカ又ハ州負債ノ爲メ後來設クヘキ償却資本高ニ加入スヘ
シ(同法律第五條再ヒ取還シタル諸州ニ於テ特別ノ抵當アル負債

ハ山林田畠ヲ賣却シ其價額ヲ以テ拂フヘシ其豫算表ハ内閣ノ意見ヲ聞キタル後國王之ヲ作ルヘシ

第二十一條 州及ヒ團結ノ軍費負債ノ元利償却ノ補助金ハ國債豫算表ノ①②ニ掲ケタルカ如ク之ヲ給スヘキモノナレハ此布告ヲ發スルニ當リ償却高ヲ給シ其負債ヲ償却スルニ付テハ第五條ノ三項ニ掲ケタル國債ト同一ノ處分ヲ受ケ債主ニ對シ特別ノ處分ヲ爲サ、ヲシムルヲ必要ナリトス

第二十二條 此布告ヲ以テ國債ヲ保證シ延滞ナク漸次ニ其元利ヲ償却スヘシト定メタレハ朕ハ前數條ニ從テ確實ニ一切ノ國債ヲ管理センコトヲ希望ス

第二十三條 此布告ヲ遵奉セシムコトニ付テハ朕自カラ之ヲ監督ス之レニ關係アル政府ノ官署ハ朕ニ對シ此布告ヲ實施スルニ付キ其責任ヲ負フヘシ

國債元利償却豫算表

號	收	入	每 年
一	山林田畠ノ收入縣出納局ヨリ直ニ完納ス	五百八十六萬八千「ターレル」	
二	田畠賣却ノ收入縣出納局ヨリ直ニ完納ス	百萬「ターレル」	
三	鹽稅ノ收入伯林鹽稅出納局ヨリ但一二ニ掲ケタル者ヲ以テ不足スル分ニ限ル	三百二十七萬五千二百七「ターレル」 二百一十一萬七千七百七「ターレル」 二百一十一萬七千七百七「ターレル」 合計千四百三十二萬七千七百七「ターレル」 二百一十一萬七千七百七「ターレル」	

號	支 出	元 金	利 每 子 年
一	國債ノ利子國債償却官署ニ テ作りタル明細書ニ從ヘハ 左ノ如シ イ 外國ノ國債 ロ 「グールマルク」土地引當 銀行証書 ハ 特別ノ証書ヲ交付シタ ル負債 ニ 田島抵當負債 ホ 公債証書則通常ノ負債 ト千八百十七年十九年 ノ臨時費ト元利延納外	三千五百九十八萬 二千九百一十二 七フエンニヒ 三百二十三萬四千 八百九十三 八フエンニヒ 五十九萬八千五百 三十五 十七フエンニヒ 二百五十二萬七千 二百七十五 一億千九百五十萬 「タール」	百七十九萬九千 「タール」 五フエン 十六萬六千六百 「タール」 六 二萬四千八百三十 六 二十六萬二千六百 六十三 二十一 四百七十八萬 「タール」

國ヘノ仕拂城塞費屯所 又ハ道路河川其他ノ建 築費城塞近傍ノ人民ニ 家屋ヲ給與シタル費用 等臨時費 ヘ 赤タ調査ヲ終ラサル負 債	千五百二十四萬九 千三百九十九 「タール」 八フエンニヒ	六十萬九千九百六 十 「タール」
---	---------------------------------------	------------------------

二千五百九十一万四千六百九十四「タール」七「グロッセ」
シナル州負債ノ償却法ハ州豫算表ノ負債ノ部及ヒ大藏省
出納豫算表ニ掲ケタリ

合計一億八千九萬 千七百二十七 「タール」 九フエンニヒ	合計七百六十三萬 七千七百七十 「タール」 九フエンニヒ
---------------------------------------	---------------------------------------

⑦ 號等ノ負債ハ	千二百二十四万二千三百四十七タール	二万(タール)
第二ノ元金償却總高ハ	一億九千六百三十三万四千六百七十七タール	二百五十万五千八百五十七(タール)
	一億九千六百三十三万四千六百七十七タール	十六万(タール)

毎年元金償却高二百五十万五千八百五十七「タール」十六

「グロ―セン」ト第一ノ利子償却高七百六十三万七千七百七

十七「タ―レル」五「グロ―セン」十「フエンニヒ」ヲ合算シタ

ル支出高ハ

千十四万三千二十七「タ―レル」二十一「グロ―セン」十「フ

エンニヒ」

平均

収入ハ千十四万三千二十七「タ―レル」二十一「グロ―セン」十「フエンニヒ」

支出ハ千十四万三千二十七「タ―レル」二十一「グロ―セン」十「フエンニヒ」

千八百五十年二月廿四日ノ國債官吏及國債委員編制規則

第一條 國債ノ管理ハ一般財政官吏ニ關セサル獨立官署ニ於テ擔當

スヘシ其官署ハ此規則第六條ニ抵觸セサル者ニ限り大藏卿ノ總括

ヲ受クヘキモノトス

其官署ハ常ニ國債委員ノ監督ヲ受クヘシ(第十條)

第二條 國債管理局ハ長一人ト管理官三名ヨリ成ルヘシ管理官

(長ヲ含ム)ハ國王之ヲ任シ長ハ卿ヲ兼任スヘカラス

第三條 長ハ事務ヲ總括シ屬官ノ懲戒ヲ行ヒ及ヒ之ヲ黜陟ス然レモ

其他ノ事務ニ於テハ管理官ハ長ト同一ノ權限及ヒ責任ヲ負フヘシ

決議ハ多數ヲ以テ爲シ可否同數故障アルハ先任者ニ於テ長ノ代理ヲ爲スヘシ

第四條 國債管理局ニ屬スルモノ左ノ如シ

- 一 國債償却出納局
- 二 公債証書ノ監督掛

第五條 國債管理局ノ事務ハ左ノ如シ

- 一 一般ノ國債又ハ州附着ノ國債トシテ千八百二十年一月十七日ノ布告(一切ノ國債ヲ處分スル布告)千八百二十二年十一月二日ノ布告(國債管理局ニ負擔シタル州附着ノ負債ヲ處分スル布告)千八百四十八年四月廿五日ノ布告(政府ノ需求ヲ充タシメンカ爲メニ爲シタル贖金ニ利子ヲ付スル)ニ因リ政府ヨ

リ元利ヲ償却スヘキ負債ノ管理

- 二 國債ノ利子償却金元金償却金國債管理局ノ定額其他ノ金額又ハ後來其管理ニ付スヘキ資本ノ管理

- 三 法律ニ從ヒ國債ヲ起シタルハ其証書ヲ作り又ハ之ヲ交付シ又ハ之ヲ償還スル

- 四 千八百二十四年十二月廿一日ノ布告千八百三十五年十一月十四日ノ布告千八百三十六年五月九日ノ布告千八百四十九年八月廿四日ノ「ボンメムルン」ニ於ケル土地引當私立銀行規則第八條ニ從テ出納局振出切手ヲ作り又ハ之ヲ交付シ又ハ之ヲ償還スル)及ヒ其流通ヲ監督スル

- 五 政府ニ於テ保証シタルハ其保証ヲ登記スル

六 通貨ニ代テ流通スル証書ニシテ公立ノ出納局ニ於テハ法律上現金トシテ領取スヘキモノ特ニ千八百四十六年十月五日ノ銀行規則第三十條ニ從ヒ普國銀行紙幣ノ偽造變造ヲ調査告訴スルコト

第六條 國債管理局ハ左ニ掲クル事件ニ付後來モ亦獨立シテ其責ニ任スヘシ

- 一 法律(第五條一三四)ニ從ヒ利子ヲ拂フヘキ及ヒ無利息ノ公債証書ヲ製造シ及ヒ之ヲ公布スルコトニ付キ
- 二 千八百二十二年十一月二日ノ布告(州附着ノ負債ヲ處分スル布達)第五條ニ從ヒ未タ調査ヲ終サル州負債ヲ確定スルコトニ付キ

三 國債ノ利子ヲ延滞ナク仕拂フヘキコト國債償却出納局ノ償却資本金ヲ以テ元金ヲ償却スヘキコト但其償却高ハ國債一般ニ定マリタルモノアリ又ハ種類ヲ限テ別ニ定メタルモノアレハ各法律ニ從テ償却スヘキコト

四 特ニ田畠賣却金及ヒ土地義務解放金ヲ以テ元金償却ニ充ツヘキコト

五 償還シタル証書(利子付キ及ヒ無利息)ヲ塗抹破毀シ及ヒ破毀スルマテ之ヲ保存スヘキコト

其他ノ事務ニ於テハ大藏卿ノ命令ニ從フヘシ此場合ニ於テ大藏卿其責ヲ負フヘシ

第七條 國債管理局ニ於ケル國債元利償却高及ヒ其入費ハ每會計年

度ノ爲メ會計豫算表ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

千八百二十年一月十七日ノ布告又ハ後來發スヘキ法律ニ因リ國債償却出納局ニ管理セシムル收入ヲ以テ國債元利ノ償却ニ不足スルキハ大藏卿ハ定リタル收入ヲ以テ其不足ヲ補フヘシ

第八條 千八百二十七年三月三十一日ノ布告ニ因リ已ニ定メタルカ如ク後來モ亦千八百二十年一月十七日布告第七條ノ一ヨリ三ニ掲ケタル國債元利ノ償却ニ充テンカ爲メ國債償却出納局ニ完納スヘキ收入ハ縣出納局ヨリ直チニ之ヲ完納セスシテ其金額ヲ定メ毎月出納本局ヲ經テ國債償却出納局ニ完納スヘキモノトス

第九條 國債管理局ノ長及ヒ管理官ハ此規則ヲ發シタル後(速カニ)及ヒ後來其職ニ任セラル、者ハ職ニ就ク前ニ大審院ノ公廷ニ

於テ左ノ誓約ヲ爲スヘシ

現今及ヒ後來發スヘキ法律ニ定メタル公債證書又ハ其他ノ證書ノ員數ヲ増加セサルコト又國債ノ元利ヲ延滞ナク誠實ニ償却スルコトニ勉勵スヘキコト又以上ノ義務其他自己ノ責任ヲ以テ盡スヘキ義務ハ他ノ命令ニ因テ毫モ曲クルコトナシト誓フヘシ

第十條 國債委員ハ常ニ國債管理局ノ責任ヲ以テ擔任スル事務(第六條)ヲ監督スヘシ其委員ハ兩院議員各三名ト會計検査院長ヨリ成ル

第十一條 議員ヨリ任スヘキ委員ハ多數ヲ以テ三年間之ヲ任スヘシ其期限中ニ議員タルノ性質ヲ失ヒタルキハ委員ヲ失フヘシ此場合ニ於テ退職スル者又ハ限滿テ退職スル者ハ新任者ノ職ニ就クマテ

其職ニ止ルヘシ

第十二條 委員ハ其内ヨリ長一名ト代理人一名ヲ撰フヘシ委員ノ決議ハ多數ニ因リ少クトモ四名其議ニ加ルヘシ

第十三條 議院ニテ撰任シタル委員ハ議長ヨリ議席ニ於テ議員タルノ誓約ヲ以テ(千八百五十年一月三十一日ノ憲法第百八條)又會計検査院長ハ大審院ノ公延ニ於テ職務上ノ誓約ヲ以テ國債管理ノ義務ヲ盡サシムヘシ

第十四條 國債委員ハ國債管理局ヨリ元金償却ニ係ル國債償却出納局又ハ公債証書監督掛ノ毎月毎年ノ精算書ヲ受取リ場合ニ因テハ數度(通常ハ一年ニ兩度)臨時償却出納局及ヒ公債監督掛ヲ検査スヘシ之レカ爲メ國債ノ高元利償却高及ヒ資本ノ管理ニ付キ國債管

理局ヨリ明細書ヲ差出サシメ且之ニ意見ヲ附シテ管理局ニ通知スルヲ得

第十五條 毎年議院開會ノキ國債委員ハ事務報告書及ヒ前年國債管理局ヲ監督シタル始末書ヲ兩院ニ差出スヘシ

國債償却出納局ノ精算ハ會計検査院ノ検査確定ヲ經タル後國債委員ニ差出シ委員ハ之ヲ検査シ報告書ヲ添ヘテ兩院ニ差出スヘシ

第十六條 返還シタル利子附ノ公債証書ハ毎年精算ヲ終リタル後國債委員ト國債管理局ト合併シテ封印ヲ爲シ其「イロハ」番號金高ヲ公告スヘシ

其証書ヲ裁判所ニ預クルヲ要セス

第十七條 國債償却出納局ノ精算ニ付キ兩院ヨリ其義務ヲ免カレシ

メタルトハ國債委員ト國債管理局トハ其償却シタル利子付ノ證書
ヲ燒棄シ其「イロハ」番號ヲ公告スヘシ

又千八百三十五年十一月十四日ノ布告第五條ニ從ヒ流通セサル出
納局ノ振出切手ヲ償却シタルトハ之ヲ帳簿ヨリ塗抹シタル後之ヲ
燒棄スヘシ

償却シタル公債證書ヲ燒棄スル委員ハ國王ヨリ直接廢止タルヘシ
インヂヤトコンミンシヨシ

第十八條 千八百二十年一月廿七日ノ國債處分ニ係ル布告第八條ヨ
リ第十六條マテハ廢止タルヘシ其他ノ條々ハ此布告ヲ以テ改正セ
サルモノハ其効アリトス

獨逸領事館ノ編制及ヒ權利義務千八百六十七年十一月八日

天帝ノ輔翼ヲ以テ普國王タル朕「ウイルレム」ハ兩院ノ允許ニ因テ北
獨逸連邦ノ名ヲ以テ左ノ條々ヲ確定ス

第一獨逸領事館ノ編制

第一條 領事ハ成ヘク連邦ノ利益就中通商貿易及ヒ航海ニ關スル利
益ヲ保護開進セシメ條約ノ遵奉ヲ監督シ連邦並ニ其他親陸ヲ結ヒ
タル國ノ人民ヲ厚遇補助スルヲ以テ職務トスヘシ其職務ヲ行フニ
ハ獨逸ノ法律指令ニ從ヒ且其管轄内ノ法律及ヒ慣習ニ背ク可カラ
ス

第二條 此法律ニ所謂ノ領事トハ惣領事館領事館副領事館ノ長ヲ云
フナリ

第三條 獨逸領事ハ宰相ノ監督ヲ受クヘシ一般ノ利益ニ關スル事件ニ付テハ宰相ニ報告シ且其指令ヲ受クヘシ火急ヲ要スル場合ニ於テハ直チニ其事件ニ關係スル政府ニ其大畧ヲ通知スヘシ
連邦又ハ一人民ニ關スル特別ノ事件ニ付テハ其事件ニ關スル政府又ハ人民ノ屬スル政府ニ報告スヘシ又以上ノ事件ニ付テハ其政府ヨリ領事ニ委任シテ直ニ報告ヲ求ムルコトヲ得

第四條 領事ハ其職ニ就ク前ニ獨逸法律及ヒ指令ニ從テ確實ニ其職務ヲ奉シ且獨逸ノ爲メニ利益ヲ進ムヘキコトヲ誓約スヘシ

第五條 領事ハ上院本局ノ許可ナクシテ他國ノ領事ト爲リ又ハ他國ノ政府ヨリシテ贈物又ハ勳章ヲ受クルコトヲ得ス

第六條 賜暇ヲ得スシテ擅ニ其職ヲ離タル領事ハ辭職シタルモノト

看做スヘシ

第七條 領事ト爲ルニハ獨逸國民權ヲ有シ且一連邦ニ於テ第一ノ法學試驗ヲ經テ少クモ三年間國內ニ奉職スルカ又ハ代理人^三ヲ見習ヒタルカ又少クモ二年間獨逸又ハ一連邦ノ領事館ニ勤メタルカ又ハ領事試験^{未タ發}行セスヲ經タル者ニ非サレハ領事タルコトヲ得ス但其試驗規則ハ宰相ヨリシテ之ヲ發スヘシ

但本條ハ千八百七十三年一月一日ヨリ効力ヲ有スヘシ

第八條 領事ハ獨逸會計豫算表ニ從テ俸給ヲ受クヘシ
旅費及ヒ領事館費用其他職務上ノ費用ハ別ニ獨逸國ヨリ給スヘシ
奉職中死去シタル領事ノ家屬ハ獨逸國ノ費用ニテ本國ニ還送スヘシ

領事ハ領事手数料表ニ定メタル手数料ヲ取立テ之ヲ獨逸出納局ニ納ムヘシ

領事ハ商業ヲ爲スコトヲ得ス

職務ヲ失フコト免職退隱職務停止ニ付テハ別段ノ法律ヲ發スルマテハ普魯西國ニ行ハル、法律ニ從フヘシ但此法律ニ因テ外務省ニ與ヘタル權限ハ宰相ニ歸シ懲戒裁判所及ヒ內閣ニ與ヘタル權限ハ上院ニ歸スヘシ

第九條 選舉領事^{ソルグンツ}ハ獨逸國民權ヲ有スル商人ニ命スヘシ

第十條 選舉領事ハ領事手数料表ニ從テ自カラ手数料ヲ取立ルコトヲ得其職務上ノ費用ハ獨逸國ヨリ之ヲ償フコトアリ其職ハ何時ナリトモ損害ヲ償フ事ナク之ヲ免スルコトヲ得

第十一條 領事ハ宰相ノ許可ヲ以テ其管轄内ニ代理領事^{コンソールラント}ヲ命スルコトヲ得

代理領事ハ此法律ニ因リ獨立シテ領事ニ與ヘタル權ヲ行フコトヲ得ス
代理領事ニハ領事手数料表ニ從テ其手数料ノ全部又ハ一部ヲ給スルコトヲ得

第二 獨逸領事ノ權利義務

第十二條 領事ハ其管轄内ニ住居シテ帳簿ニ記入センコトヲ願出タル獨逸人^{ソルグンツ}ヲ氏名簿ニ登記スヘシ
獨逸國民ノ氏名簿ニ登記スル間ハ本國ノ國民權ヲ保存シ假令ヒ外國ニ寄留シテ其權力自カラ失フヘキ場合ニテモ之ヲ失フコトナシ

第十三條 獨逸人ノ婚姻ノ式ヲ爲シ及ヒ婚姻生死ヲ登記スル領事ノ權ハ之カ爲メニ特ニ法律ヲ發スルマテハ各連邦ノ法律ニ從フヘシ
若シ連邦ノ法律ニ從ヒ別段ノ委任ナクシテハ其權ヲ行フコト能ハサル時ハ連邦政府ノ申立ニ因リ宰相ヨリ之ヲ委任スヘシ

第十四條 領事ハ其管轄内ニ於テ交付シタルカ又ハ公證シタル證書ニ公正ノ證據力ヲ與フルノ權アリ

第十五條 領事ノ職務ニ付キ及ヒ其職務ニ關スル事件ニ付キ官印及ヒ手署ヲ爲シテ交付シタル證書ハ公ケノ證書ノ證據力ヲ有ス

第十六條 領事ハ其管轄内ニ於テ獨逸人ノ結フ契約ニ付キ又ハ獨逸人ト外國人ト結フ契約ニ付テモ公證人ノ權利ヲ有ス故ニ領事ヨリ作りタル官印又ハ手署ヲ有スル證書ハ各連邦ニテ公證人ヨリ作り

タル證書ト同一ノ効アリ

第十七條 證書ヲ作ルニハ(第十六條)證人二人ヲ立會ハセ其面前ニ於テ其事柄ヲ讀聞カセ關係人ヨリ手署ヲ爲サシムヘシ手署ヲ爲スコト能ハサル者ハ記號ヲ爲サシムヘシ

前項ニ從テ爲シタルコトハ證書ノ内ニ之ヲ記載スヘシ然ラサルハ公證人ノ作りタル證據力ヲ有セス此證據力ハ領事又ハ其婦ノ上系下系又ハ伯叔父姪マテノ傍系ナル血族又ハ姻族ノ一人カ之ニ關係スルカ又ハ其證書ノ内ニ是等ノ者ノ利益又ハ立會タル證人ノ利益トナルコトヲ記載スルモ亦同シ

第十八條 領事ハ其管轄内ニ於テ死シタル獨逸人ノ相續人在ラサルカ又ハ之レニ類似スル理由アリテ立入ルヘキハ其遺囑物ヲ所分

スヘキ權アリ就中其遺囑物ノ明細書ヲ作り之ヲ封印シ場合ニ因テハ動産ヲ公賣ニ付シ并ニ有金ヨリシテ負債ヲ償フヘキ權アリ

第十九條 領事ハ連邦官署ノ依頼ニ因リ其管轄内ニ寄留スル者ニ一切ノ書類ヲ送達スルヲ得領事ノ受領證アレハ連邦官署ニテ其書類ヲ送達シタルノ證ト爲ルヘシ

第二十條 證據人ヲ聞糺シ及ヒ誓約ヲ爲サシムルニハ宰相ヨリシテ別段ニ委任シタル領事ニ非サレハ之ヲ爲スヲ得ス其領事ヨリ爲シタルハ國內ノ管轄官署ヨリシテ爲シタルト同一ノ効ヲ有ス

第二十一條 獨逸人相互及ヒ外國人トノ爭ヒアレハ双方ノ申立ニ因リ協議ヲ遂ケシムヘキノミナラス又其地方ノ法律ニ從ヒ双方ヨリ仲裁裁判ヲ依頼シタルハ之ヲ爲スヘシ

第二十二條 慣習又ハ條約ニ因テ領事裁判ヲ許シタル國ニ滞在スル領事ハ裁判權ヲ有セリ

都テ領事裁判管轄内ニ住居スルカ又ハ寄留スル獨逸人及ヒ他國人ノ領事ニ歸從スル者ハ領事裁判ニ從フヘシ但連邦ニ於テ犯シタルカ又ハ連邦ニ關スル國事犯ハ此限ニ在ラス

第二十三條 領事ノ裁判管轄區ハ上院ノ通商貿易掛ノ意見ヲ聞タル上宰相ヨリ之ヲ定ムヘシ

第二十四條 領事裁判權ノ法律ヲ發スルマテハ千八百六十五年六月廿九日ノ普國領事裁判權ノ規則ニ從テ之ヲ行フヘシ此規則ニ從ヒ普國ノ卿及ヒ公使ニ與ヘタル權限ハ宰相ニ歸スヘシ

新タニ發シタル法律ハ法律布告紙ヲ以テ公布シタル日ヨリ六月ヲ

經テ領事管轄内ニ効力ヲ得ヘシ

第二十五條 領事ハ其管轄内ニ寄留スル獨逸人ニ旅券ヲ交付シ及ヒ之ヲ點檢スル權アリ但他國ノ官署ヨリ交付シタル旅券ハ連邦内ニ入ルルニ限リ點檢スルコトヲ得

第二十六條 領事ハ救助ヲ要スヘキ獨逸人ニ一時ノ困難ヲ減スル爲メ又ハ本國ニ歸スル爲メ宰相ヨリ受ケタル指令ニ從テ救助ヲ爲スヘシ

第二十七條 領事ハ軍艦及ヒ其乗組人ニ救助ヲ爲スヘシ就中管轄内ニ他國ノ軍艦ニ付キ定メタル規則及ヒ其地ノ慣習又ハ流行病ヲ艦長ニ通知スヘシ

第二十八條 軍艦乗組人ノ逃走スルキハ領事ハ地方官署又ハ其他ノ官署ニ依頼シテ其者ヲ捕縛スルニ必用ナル所分ヲ爲スヘシ

第二十九條 領事ハ本國ノ利益ヲ保護スル爲メ就中犯罪人及ヒ貧窮人ヲ送還スルカ爲メニ軍艦長ノ助力ヲ求ムヘシ

第三十條 領事ハ國旗ニ關スル規則ヲ守ルヘク監督スヘシ

第三十一條 領事ハ船長ノ船舶出入ノ届出ヲ受クヘシ之ヲ怠リタル者アルトハ宰相ニ報告スヘシ

第三十二條 領事館ハ通商船ノ爲メニハ滞在^{トスルシテ}地ノ港ニ於テ航海證書ヲ交付スル役所タルヘシ

第三十三條 領事ハ通商船ニ付テハ警察權ヲ有スヘシ

第三十四條 通商船ノ乗組人ノ逃走シタルキハ船長ノ申出ニ因リ地方又ハ其他ノ官署ニ依頼シテ捕縛スルニ必用ナル所分ヲ爲スヘシ

第三十五條 領事ハ關係者ノ申立ニ因リ疾病死去ニ罹リ又ハ其他船ヲ運轉スルヲ能ハサルニ至リシ船長ノ代リニ新タニ船長ヲ傭入ル、ノ權アリ

第三十六條 領事ハ航海中船内ノ事變ノ届出ヲ受ケ且難船ノ艀ハ相當ノ救助保護ヲ爲シ及ヒ大ナル損害ノ場合ニ於テハ船長ノ申立ニ因リ明細書ヲ作ル權アリ

第三十七條 船長ヨリ船ヲ賣却シ及ヒ船舶保險貸借ヲ爲スルニ加ハルヘキ領事ノ權ニ付キ并ニ船長ト乗組人トノ争ヲ假リニ裁判スル權ニ付テハ獨逸商法第四百九十九條第五百三十七條第五百四十七條第六百八十六條ニ從フヘシ假ノ船舶證書ヲ交付スル權ニ付テハ

千八百六十七年十月廿五日ノ通商船ノ屬國及ヒ連邦ノ國旗ヲ掲クル權ニ關スル法律ニ從フヘシ

商法第四百九十九條船長ヨリ船舶ヲ賣却スル權ハ止タ己ムヲ得サル場合ニ限り又地方裁判所ニ於テ領事館ノ在ル所ナレハ領事立會ノ上必用ナルヲニ付キ鑑定人ノ意見ヲ聞タル上ニ非サレハ之ヲ行フヲ得ス
裁判所及ヒ其他ノ官署ノ地方ニナキハ鑑定人ノ意見ヲ聞クヘシ若シ聞クヲ能ハサルハ必用ナルヲニ付キ他ノ證據ヲ有スヘシ
賣却ハ公賣ニ付スヘシ

第五百三十七條 乗組人ハ船長ヲ他國ノ裁判所ニ訴フルヲ得ス

之ニ背キタルハ之カ爲メ生シタル損害ヲ擔當スヘキノミナラ
ス其受クヘキ給料ヲ失フヘシ
猶豫ス可カラサル場合ニ於テハ本國領事又ハ領事ノ代理人及ヒ
代理人ナキハ他ノ獨逸國ノ領事ニ假裁判ヲ求ムルコトヲ得双方
ノ者ハ一時領事裁判ニ服スヘシト雖モ歸國ノ後ハ更ニ管轄裁判
所ニ訴出ルコトヲ得

第五百四十七條 乘組人ハ船長ヨリ其義務ヲ盡サ、ルカ爲メ就中
虐使シタルカ又ハ事由ナク飲食物ヲ給セサルハ解約ヲ求ムル
コトヲ得

前項ノ理由アリテ解約スル乘組人ハ第五百四十五條ニ定メタル
請求權アリ

各國ノ法律ニ於テ乘組人ヨリ解約ヲ求ムル他ノ理由ヲ定ムルコ
トヲ得

他國ニ於テハ管轄領事ノ許可アルニアラサレハ乘組人ヨリ解約
ヲ爲スコトヲ得ス

第六百八十六條 船舶保險貸借證ヲ作ル前ニ本國領事又ハ代理領
事又此等ノナキ所ニテハ契約書ヲ作ル地ノ裁判所又ハ管轄官署
又此等ノ官署ナキハ船舶ノ士官ヨリ其契約ヲ結ブコトヲ必用ナ
リトシタル證書ヲ作りタルハ船長ハ其契約ヲ結フ權アリタル
モノト看做スヘシ
但之ニ反對スル證ヲ立ツルコトヲ得

千八百六十七年十月廿五日法律

第一條 航海シテ利益ヲ得ル爲メニ定メタル各連邦ノ船舶(通商船)ハ今ヨリ國旗トシテハ連邦ノ國旗ヲ掲クヘシ(連邦憲法第五十四條第五十五條)

第二條 通商船ノ連邦ノ國旗ヲ掲クルニハ連邦國民權ヲ有スル者ノ一人ニシテ其船ヲ所有スル者ニ限リ其權アリ(憲法第三條)連邦ニ設ケタル株式會社及ヒ株式差金會社及普國ニ於テ千八百六十七年三月廿七日ノ法律ニ因テ登記シタル組合ノ連邦内ニアリテ且其株式差金會社ノ連帶ノ義務ヲ有スル社員一同カ連邦國民權ヲ有スル者モ亦前項ニ同シ

第三條 連邦ノ國旗ヲ掲クル通商船ノ爲メ海岸ノ連邦ニ於テハ船

船登記簿ヲ設クヘシ各連邦ノ法律ヲ以テ船舶登記役所ヲ定ムヘシ

第四條 船舶登記簿ハ公眾ニ縦覽セシムヘシ其縦覽ハ職務時間ナレハ何人タリトモ之ヲ許スヘシ

第五條 船舶ハ止タ航海ヲ始ムヘキ港ノ登記簿ニ登記スルコトヲ得(「ハイマツハーヘン」又ハ「レギステルハーヘン」)

第六條 船舶ヲ登記簿ニ登記スルニハ左ノ箇條ヲ掲クヘシ

- 一 船舶ノ名稱及ヒ種類
- 二 其大サ及ヒ之レニ因テ量リタル噸數
- 三 建築ノ月日及ヒ場所又ハ獨逸連邦ニ屬セサル國旗ヲ已ニ掲ケタル者ハ連邦ノ國旗ヲ掲クル權ヲ得タル事實及ヒ成ルヘ

ク建築ノ年月日場所

四 出帆ヲ始ムル港

五 船舶所有者ノ氏名及ヒ其他ノ詳細又ハ共有ニ屬スルハ各共有者ノ氏名其他ノ詳細及ヒ各々所持スル部分所持スル部分トハ出金

高云フ商業會社ノ所有者又共有者ナルハ其商號及ヒ會社所在ノ地方其株式會社ニ非サルハ總社員ノ名及ヒ詳細株式差金會社ナルハ連帶ノ義務ヲ負フヘキ社員ノ氏名

六 船舶又ハ各部ノ所有權ヲ得タル理由

七 所有者又ハ共有者ノ屬スル國名

八 船舶ヲ登記シタル年月日

各船舶ハ各別ノ番號ヲ以テ登記スヘシ

第七條 船舶ノ登記ハ連邦ノ國旗ヲ掲ケル權ト第六條ニ掲ケタル

事柄ヲ證シタル後ニ登記スヘシ

第八條 船舶ヲ登記シタルハ登記役所ヨリ其登記シタルヲ記

載シタル證書ヲ交付スヘシ其證書ニハ第七條ノ證據ヲ立タルナルヲヒカル

連邦ノ國旗ヲ掲ケル權アルヲ證スヘシ

第九條 證書ヲ以テ連邦ノ國旗ヲ掲ケル權ヲ證スヘシ

此權ヲ證スルニハ海上旅券ヲ要セス

第十條 連邦ノ國旗ヲ掲ケル權ハ船舶ヲ登記スル前又ハ證書ヲ交

付スル前ニハ之ヲ行フ可カラズ

第十一條 登記シタル後第六條ノ事柄ニ變化アルハ之ヲ登記簿

ニ登記シ且證書ニ記載スヘシ

船舶ノ覆没スルカ又ハ連邦ノ國旗ヲ掲クル權ヲ失ヒタルハ其船舶ヲ登記簿ヨリ削除シ交付シタル證書ヲ還納セシムヘシ併ナカラ還納スルヲ能ハサルヲ證シタルハ還納セシムルニ及ハス

第十二條 第十一條ニ從テ簿冊ニ登記シ又ハ之ヨリ削除スヘキ事柄ハ船舶ノ所有者ヨリシテ之ヲ知りタル翌日ヨリ六週間内ニ登記役所ニ届出第十一條ノ手數ヲ爲サシムルカ爲メ之ヲ證據立テ又ハ證書ヲ還納スヘシ
届出及ヒ證據立ツルヲノ義務ハ左ノ者ニ在リ

- 一 船舶共有ナルハ一切ノ共有者ヨリ
- 二 株式會社ノ所有者又ハ共有者ナルハ總社長ヨリ

三 其他ノ商業會社ノ所有者又ハ共有者ナルハ連帶シテ義務ヲ負フヘキ都テノ社員ヨリ

四 所有權ハ變シタレハ連邦ノ國旗ヲ掲クル權ハ變セサルハ新タニ又ハ其一部共有ノ場合ヲ得タル者ヨリ

第十三條 第二條ニ從テ連邦ノ國旗ヲ掲クル權ナキ船ニ連邦ノ國旗ヲ掲ケテ航海シタルハ其船長ハ五百「ターレル」以下ノ罰金又ハ六月以下ノ禁獄ニ處セラルヘシ且船舶ヲ沒收スルヲ得

第十四條 第十條ニ從テ登記セサルカ又ハ證書ヲ交付セサル前ニ連邦ノ國旗ヲ掲ケテ航海シタルハ其船長ハ百「ターレル」以下ノ罰金又ハ相當ノ禁獄ニ處セラルヘシ但船長ノ過ナクシテ國旗ヲ掲クルノ權ナキヲ知ラサルハ此限ニ在ラス

第十五條 第十四條ノ罰ハ又第十二條ノ義務ヲ六週間内ニ盡サ、ル者ニモ之ヲ科スヘシ但自己ノ過ナクシテ其義務ヲ盡スト能ハサリシコトヲ證シタルハ之ヲ科ス可カラズ若シ其期限ノ經過スル前ニ其内一人其義務ヲ盡シタルハ其餘ハ之ヲ罰セス又其判決ヲ言渡シタル翌日ヨリ六週内ニ其義務ヲ盡サ、ル者ニハ更ニ二倍ノ罰ヲ科スヘシ

第十六條 連邦外ニ於テ外國ノ船舶カ連邦ノ國民權ヲ有スル者ノ所有トナリ連邦ノ國旗ヲ掲クル權ヲ得ヘキハ所有權ノ轉シタルハ船舶ノ在ル地ヲ管轄スル連邦ノ領事ヨリ連邦ノ國旗ヲ掲クル權ヲ得タルコトヲ證スル證書ヲ交付シテ登記簿ニ登記スルコト證書ニ換フルコトヲ得併カラ其證書ハ領事ヨリ交付シタル一年ノ

後ハ止タ天災ニ因テ延滞シタル航海時間ノ外ハ其効ナキモノトス各連邦ノ領事館ノ在ル時間ハ所有權ヲ得タル者ノ屬スル連邦ノ領事モ亦證書ヲ交付スル權アリ其領事及ヒ連邦領事ノナキ所ニテハ他ノ連邦領事ニ其權アリ(憲法第五十六條)

第十七條 各連邦ノ法律ニハ小船例ハ沿海ノ爲メ預シメ登記簿ニ登記スルコトナク且其證書ヲ交付スルコトナク連邦ノ國旗ヲ掲クル權ヲ有セシムルコトヲ得

第十八條 獨逸商法第四百三十二條以下ニ從ヒ一連邦ノ登記簿ニ登記シ且證書ヲ交付シ其國ノ國旗ヲ掲クル權ヲ得タルニ因リ第一條ニ從ヒ連邦ノ國旗ヲ掲クル權アル船ハ連邦ノ國旗ヲ掲クルカ爲メニ新タニ登記簿ニ登記シ且證書ヲ交付スルニ及ハス

第十九條 各連邦ノ船舶登記簿ニ關スル法律ハ此法律ニ抵觸セサレハ此登記簿ニモ適用スヘク且後來其國ノ法律ヲ以テ之ヲ變スルコトヲ得

第二十條 此法律ハ千八百六十八年四月一日ヨリ効力ヲ有スヘシ當時「メクレンブリヒ」シユエリー「ン國ノ國旗ヲ掲クル權アル船舶ニハ千八百六十九年四月一日ヨリ第二條ヲ適用スヘシ

商船ニ掲クル國旗布告 千八百六十七年十月廿五日

天帝ノ輔翼ヲ以テ普魯西國王タル朕「ツイルレム」ハ憲法第五十五條ニ從テ左ノ條ヲ布告ス

連邦ノ商船ニテ今ヨリ國旗トシテ掲クヘキモノハ長ク角ナル切ニ

三筋同寸法ノ筋ヲ有シ上ハ黒中ハ白下ハ赤ナル印ヲ付ケ其旗ノ豎横ノ平均ハ豎三ナレハ横二ノ割合ヲ以テ作ルヘシ其旗ハ船頭ニ横ハル櫓又ハ後櫓ニ掲クヘシ

國旗ニ他ノ印ヲ付ケ又ハ軍艦ニ類似スル旗旒ヲ掲ク可カラズ

第三十八條 連邦ノ領事ヨリ取立ツヘキ手数料ハ連邦ノ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ其法律ノ効力ヲ得ルマテハ宰相ト上院ノ通商貿易掛ト協議ノ上發スヘキ假リノ手数料表ニ從テ之ヲ取立ツヘシ

獨逸領事手數料及費用規則 千八百七十六年七月一日

天帝ノ輔翼ヲ以テ獨逸帝タル朕「ウイールレム」ハ兩院ノ允許ニ因リ獨逸國ノ名ヲ以テ左ノ條々ヲ確定ス

第一條 獨逸國ノ領事ハ此規則ニ附録シタル表及ヒ左ノ條々ニ從テ手數料及ヒ費用ヲ取立ツヘシ

第二條 表ニ定メタル手數料ハ領事及ヒ千八百六十七年十一月八日ノ規則第十條ニ從テ職務上ノ費用ヲ獨逸國ヨリ得ル選舉領事ハ止々關係者ノ貧窮ナルハニ限り之ヲ取立サルコトヲ得

此表ノ第二號第七號第八號第十五號第十七號第二十號ヨリ第二十二號ニ至ル及ヒ第二十七號第三十一號第三十四號ニ掲ケタル手數料ハ關係者ノ貧窮ナル場合ニ限り無料ニテ之ヲ爲スヘシ

第三條 物件ノ價ニ從テ手数料ヲ定ムルハ其價格ハ元金ト延滯スル利息ヲ併セテ之ヲ定ムヘシ金額ヲ以テ物件ノ價ヲ評定スルコト能ハサルハ五百「ターレル」トシテ其手数料ヲ取立ヘシ然レモ其物件ノ些少ノ物タルハ其手数料ニ定メタル最下額ノ手数料ヲ取ルヘシ

第四條 領事ノ手数料ヲ始メタレモ其手数料ノ終ラサル前ニ願下ケヲ爲スカ又ハ双方一方ヨリ契約ヲ廢シタルハ其手数料ノ半額ヲ取立ツヘシ

其申立ヲ受ケタルノミニテハ手数料ヲ取立ルコトヲ得ス

第五條 證書又ハ其他ノ書類ヲ數國ノ言語ヲ以テ作ルヘキハ手数料ノ半額ヲ増スヘシ

第六條 現金立替ハ別段ニ取立ツヘシ(例ヘハ商人辨護人鑑定人通辨人ノ手数料又ハ他人ニ拂ヒタル手数料公告料郵便賃運送賃)領事館外ニ於テ手数料ヲ爲スハ例ヘハ馬車ニテ出張スヘキ場合倉敷等ヲ云フ

第七條 選舉領事ハ其立替タル金額ニ付キ其地方慣習ノ利息ヲ算入スルコトヲ得又管轄外ニ於テ手数料ヲ爲シタルハ其地方ニ行ハル、相當ノ手當ヲ求ムルコトヲ得

第八條 裁判權ヲ有スル領事ノ爲メニハ千八百六十五年六月廿九日ノ普國法律ニ附録シタル千八百六十五年十月廿四日ノ手数料表ヲ適用スヘシ但此表ニ手数料ヲ定メサルモノニ限ルヘシ

第九條 手数料及ヒ費用ノ高ニ關スル故障ハ宰相ニ申立ヘシ(外務部)

勿論ナリトス	千五百「マルク」以下ナレハ三十「マルク」毎トニ	三千「マルク」以下ノ増額アレハ百五十「マルク」毎ノ増額ニ付キ	是ヨリ以上ノ増額アレハ三百「マルク」毎ノ増額ニ付	婚姻公告	原稿ハ第一號謄寫料ニ同シ	公證	① 翻譯ノ公證料ハ一通ニ付キ	翻譯書ヲ作ルニハ双方ノ契
	三十「ヘニヒ」 <small>然レモ三「マルク」ニ下ルヘカラス</small>	七十五「ヘニヒ」	七十五「ヘニヒ」	三「マルク」	六「マルク」	六「マルク」	十二「マルク」	
	五十「ヘニヒ」 <small>六「マルク」ニ下ルヘカラス</small>	一「マルク」	一「マルク」	六「マルク」				

九號	八號	七號	約ナケレハ地方ノ慣習ニ從テ其手数料ヲ求ムルヲ得	⑩ 謄寫ノ公證一通ニ付キ	⑨ 私書ノ手署ヲ公證スルヲニ付キ	(イロハ)ノ手数料ハ場合ニ因ハテ其三分ノ一ヲ減スヘシ	文書送達料及ヒ其揭示料ヲ合セ	文書ヲ送達シ又ハ交付スル料「揭示セサル」	難船ニ遭ヒタル物件ノ防護	難船ノ際ニ救助防護ニ助力シタルハ其助力ノ大小ニ
				四「マルク」五十七「ヘニヒ」	六「マルク」		四「マルク」五十七「ヘニヒ」	一「マルク」五十七「ヘニヒ」	十五「マルク」ヨリ百五十「マルク」マテ	三十「マルク」ヨリ三百「マルク」マテ
				七「マルク」五十二「ヘニヒ」	九「マルク」		七「マルク」五十七「ヘニヒ」	二「マルク」		

手数料表

十 號	從 レ 船 保 險 貸 借 ス 松 ノ 無 難 ニ 利 若 ハ 一 切 拂 ハ ト モ ル 難 ト 約 ト 共 契 約 ヲ 結 フ コ ノ 必 要 ナ ル ヤ ノ コ ノ 確 定 料 領 事 ラ ヨ リ ノ 要 用 ヤ 否 ト 定 ム ル コ ト 死 生 婚 姻 登 記 料 ハ 其 各 部 ヲ 見 ル ヘ シ 水 夫 ノ 逃 走 通 商 船 ノ 水 夫 ノ 逃 走 ヲ 捕 縛 ス ル 助 力 裁 判 ノ 助 力 ヲ 含 ム 日 當 領 事 館 外 ニ 於 テ 手 數 ヲ 爲 シ タ ル ト ハ 其 手 數 料 ノ 外 ニ 日	十二 號
	十二「マルク」	二十四「マルク」
	六「マルク」	十二「マルク」

手数料表

當 ヲ 取 立 ツ ヘ シ 領 事 ナ レ ハ 最 初 ノ 一 時 間 ハ 其 後 ノ 一 時 間 ハ 假 令 一 時 間 ニ 滿 タ ス ト モ 記 録 掛 書 記 ノ 最 初 一 時 間 ハ 其 後 ノ 一 時 間 ハ 其 手 數 ノ 六 時 間 以 上 繼 續 シ タ ル ト ハ 一 日 ト シ テ 之 ヲ 拂 フ ヘ シ 領 事 ナ レ ハ 記 録 掛 等 ナ レ ハ 此 日 當 ハ 九 號 十 三 號 十 九 號 三 十 三 號 ノ 場 合 ニ 於 テ ハ 之 ヲ 取 立 ツ 可 カ ラ ス	十二「マルク」	七十五「ヘニ」	七十五「ヘニ」	十五「マルク」	三十「マルク」	十五「マルク」
	十二「マルク」	七十五「ヘニ」	七十五「ヘニ」	十五「マルク」	三十「マルク」	十五「マルク」
	十二「マルク」	七十五「ヘニ」	七十五「ヘニ」	十五「マルク」	三十「マルク」	十五「マルク」

十三號	難船明細書 其明細書ヲ作りタルハ其 手帳ノ大小ニ從テ	十五「マルク」ヨリ 百五十「マルク」マ テ	三十「マルク」ヨリ 三百「マルク」マテ
十四號	婚姻 登記簿ニ登記スル「登記前 ノ手帳及ヒ證書ヲ作ル手帳 等ヲ含蓄ス 千八百七十一年五月四日ノ 連邦人民外國ニ於テ婚姻ヲ 爲シシ「ハ」ノ指令第九條第十 二條ノ場合ニ於テハ其手帳 料ヲ増加スル「ヲ得 誓約ヲ受クル「テ領事ノ立會 船長ト乗組トノ間ノ争訟ヲ	九「マルク」	十八「マルク」
十五號		十五「マルク」	二十四「マルク」
十六號		六「マルク」	九「マルク」
		九「マルク」	十八「マルク」

十七號	假裁判スル「 判決言渡前ニ其訴訟ヲ願下 クルカ又ハ協議ヲ遂ケタル 「ハ」 船舶ノ機装ニ付テハ船舶事 件ノ部ヲ見ルヘシ 出產 登記簿ニ登記スル「登記前 ノ手帳證書ヲ作ル手帳ヲ含 蓄ス 金銀ヲ取立及ヒ之ヲ保存ス ル「ニ付テハ金銀保存ノ部 ヲ見ルヘシ	三「マルク」	六「マルク」
十八號	健康證書		

手数料表

十九號	① 健康證書ヲ交付スルル ② 證書點檢ニ付 海上ノ損害 損害ヲ評定スル爲メ船舶ヲ 檢査スルコ 其手數ノ一時間以上繼續ス ルルハ其後ノ時間ハ一時ニ 滿タスト雖モ 證書送達ニ付テハ送達ノ部 ヲ見ルヘシ 財産明細書ニ付テハ遺囑物 ノ部ヲ見ルヘシ 管轄區内ニ於テ交付シタル カ又ハ公證シタル證書ヲ認	六「マルク」 三「マルク」 九「マルク」	九「マルク」 六「マルク」 十五「マルク」
二十號	ムルコ 場合ニ因テハ此手數料ヲ三 分ノ一ニ減スヘシ 船舶登記簿ニ登記スルコ 船舶證書 航海證書 ① 航海證書ヲ交付スルコ ② 航海證書ヲ改正スルコ(書 入スルコ除名スルコ) 同證書中ニ數度書入除名ス ルルハ二度目以上ハ半額ヲ 取立ヘシ 其他ノ變更ヲ爲シタルルハ 船長ト乗組人トノ契約書ハ	四「マルク」五十「ハ ニヒ」	六「マルク」

手數料表

二十一號	船舶登記簿ニ登記スルコ	三「マルク」	六「マルク」
二十二號	船舶證書	三「マルク」	六「マルク」
二十三號	航海證書 ① 航海證書ヲ交付スルコ ② 航海證書ヲ改正スルコ(書 入スルコ除名スルコ) 同證書中ニ數度書入除名ス ルルハ二度目以上ハ半額ヲ 取立ヘシ 其他ノ變更ヲ爲シタルルハ 船長ト乗組人トノ契約書ハ	十二「マルク」 二十「ハニヒ」	十八「マルク」 三「マルク」
	ムルコ 場合ニ因テハ此手數料ヲ三 分ノ一ニ減スヘシ 船舶登記簿ニ登記スルコ 船舶證書 航海證書 ① 航海證書ヲ交付スルコ ② 航海證書ヲ改正スルコ(書 入スルコ除名スルコ) 同證書中ニ數度書入除名ス ルルハ二度目以上ハ半額ヲ 取立ヘシ 其他ノ變更ヲ爲シタルルハ 船長ト乗組人トノ契約書ハ	六「マルク」	九「マルク」

二十四號

別段ノ手数料ヲ取立ツヘカ
 ラス
 遺囑物
 ① 明細書ヲ作り及ヒ保存ス
 ルヲ(封印ヲ含ム)
 千五百「マルク」以下ノ高ナレ
 ハ百ニ付一半外國ハ又百ニ
 付二併ナカラ六「マルク」ヲ下
 ルヘカラス又外國ハ九「マル
 ク」ヲ下ルヘカラス
 以上ノ増額ハ百ニ付一又外
 國ハ百ニ付一半然レモ四十
 五「マルク」ヲ越ユヘカラス又
 外國ハ七十五「マルク」ヲ越ユ

ヘカラス

⑩ 遺囑物ヲ賣却スルトハ共

代價三「マルク」毎ニ

⑨ 封印ノミヲ爲シタルトハ

公證人ト爲ルノ手數(公證及
 ヒ證書ノ類ヲ見合スヘシ)

千五百「マルク」以下ノ高ハ百
 ニ付一又ハ百ニ付一半
 以上ノ價格ニ付テハ百ニ付
 半又ハ百ニ付一

公賣

其代價三「マルク」毎ニ

二十七號
 旅券(健康證書ヲ見合スヘ
 シ)

七「ヘニヒ」

然レモ六「マルク」
 ヲ下ルヘカラス

六「マルク」

九「マルク」十五「ヘ
 ニヒ」ヲ下ルヘカ
 ラス

十二「マルク」

然レモ六「マルク」
 ヲ下ルヘカラス

九「マルク」ヲ越ユ
 ヘカラス

三十「マルク」ヲ越
 ヌヘカラス

四十五「マルク」ヲ
 越ユヘカラス

十「ヘニヒ」
 然レモ六「マルク」
 ヲ下ルヘカラス

九「マルク」十五「ヘ
 ニヒ」ヲ下ルヘカ
 ラス

手数料表

二十八號	① 旅券	三「マルク」	六「マルク」
	② 旅券ノ點檢	一「マルク」五十「ヘニシ」	三「マルク」
二十九號	爲替切手ニ關スル故障書ヲ作ルコト	六「マルク」	九「マルク」
	仲裁裁判	三百「マルク」以下ノ事件ナレハ三「マルク」毎ニ	九「マルク」十五「ヘニシ」以下ノ増額ナレハ三「マルク」毎ニ
三十號	レハ千五百「マルク」毎ニ	十「ヘニシ」然レモ六「マルク」以下ノ増額ナレハ三「マルク」毎ニ	六「マルク」十五「ヘニシ」以下ノ増額ナレハ三「マルク」毎ニ
	以上ノ増額ナレハ三「マルク」毎ニ	三「マルク」	六「マルク」

三十號	船舶事件	十二「マルク」	二十四「マルク」
	① 假船舶證書ヲ交付スルコト(其他船舶ニ關スル證書ニ付テハ第貳號ニ從フヘシ)	十二「マルク」	二十四「マルク」
② 船舶機裝	一トシ毎ニ(二千「フンド」)	二「ヘニシ」 然ナカラ五「ヘニシ」 ニヒ「ヲ」下ルヘカ ラス	五「ヘニシ」 一「マルク」ヲ下ル ヘカラス
	到着出帆ノ届出ノ證書ヲ作ルコト船舶ニ關スル書類ヲ保存公證スルコト船長及ヒ乗組人ニ詳細ヲ報告ス		

手数料表

ルヲ並ニ別段ニ手数料ヲ
 定メナキ船長及ヒ乗組人
 ノ手数料ニ付テハ手数料ヲ
 取立ツヘシ
 同曆表内ニ同一ノ港ニ再
 ヒ來ル船ハ二度以上ノ航
 海ニ付テハ手数料ノ半額
 ヲ拂フヘシト雖モ五十「ヘ
 ニヒ」又ハ一「マルク」ヲ下ル
 ヘカラス且同曆表内ニハ
 手数料ノ四倍ヲ越ユヘカ
 ラス
 荷卸ノ爲メ港埠ニ來レ
 荷卸ヲスルヲナクシテ他

ノ差向地へ再ヒ出帆スル
 カ又ハ暴風雨又ハ損失又
 ハ戦争ノ爲メ港口ニ立寄
 リタル船ニハ手数料ノ半
 額ヲ拂ハシム可シト雖モ
 五十「ヘニヒ」又ハ一「マルク」
 ヲ下ル可カラス千八百七
 十一年六月六日ノ職務指
 令第三十一條ニ從テ届出
 ヲ要セサル場合ニ於テ並
 ニ錘ノ爲メナル積荷ヲ以
 テ入港シ再ヒ其積荷ヲ以
 テ出帆シタル場合ニ於テ
 ハ止タ別段ニ領事ノ手數

手数料表

三十一號	① 船舶賣買ノ必用ナルコ 料ヲ取立ヘシ ② 船舶賣買ノ必用ナルコ ヲ確定スルコ封印ニ付 テハ遺囑物ノ部ヲ見合 スヘシ ③ 死亡 簿冊ニ登記スルコ其前ノ 手帳及ヒ證書ヲ作ルコヲ 含蓄ス 翻譯ニ付テハ公證ノ部ヲ 見合スヘシ ④ 協議ヲ遂シムルコ ⑤ 難船ノ届出ヲ受クルコ	十二マルク	二十四マルク
三十二號	簿冊ニ登記スルコ其前ノ 手帳及ヒ證書ヲ作ルコヲ 含蓄ス 翻譯ニ付テハ公證ノ部ヲ 見合スヘシ ④ 協議ヲ遂シムルコ ⑤ 難船ノ届出ヲ受クルコ	三マルク	六マルク
三十三號	簿冊ニ登記スルコ其前ノ 手帳及ヒ證書ヲ作ルコヲ 含蓄ス 翻譯ニ付テハ公證ノ部ヲ 見合スヘシ ④ 協議ヲ遂シムルコ ⑤ 難船ノ届出ヲ受クルコ	六マルク	十二マルク
三十三號	簿冊ニ登記スルコ其前ノ 手帳及ヒ證書ヲ作ルコヲ 含蓄ス 翻譯ニ付テハ公證ノ部ヲ 見合スヘシ ④ 協議ヲ遂シムルコ ⑤ 難船ノ届出ヲ受クルコ	九マルク	十五マルク

三十四號	共手帳ノ一時間ヨリ長ク 繼續シタルホハ其餘ノ時 間ハ一時ニ滿タサルトモ 點檢ニ付テハ旅券及ヒ健 康證書ノ部ヲ見合ス可シ 證據人ヲ開糺スコ一人ニ付	三マルク	六マルク
三十四號	共手帳ノ一時間ヨリ長ク 繼續シタルホハ其餘ノ時 間ハ一時ニ滿タサルトモ 點檢ニ付テハ旅券及ヒ健 康證書ノ部ヲ見合ス可シ 證據人ヲ開糺スコ一人ニ付	六マルク	九マルク

行政編制法

千八百八十一年四月
一日ヨリ効力ヲ有ス

天帝ノ輔翼ヲ以テ普魯西國王タル朕「ウイルレム」ハ兩院ノ允許ニ因
リ左ノ條ヤヲ確定ス

第一編 編制ノ基礎

第一條 國境ヲ州縣郡ニ分チタル行政區畫ハ從前ノ通タルヘシ但伯

林郷ハ「ブランデンブルヒ」州ヨリ分チ獨立シタル行政區畫ト爲ス

第二條 本條ハ無用ナレハ之ヲ畧ス州ノ名ヲ云フ

第三條 國內行政事務ハ他ノ官署ニ委任セサレハ卿ノ總轄ヲ以テ州

ニ於テハ州長縣ニ於テハ縣長縣ニ於テハ縣令及ヒ縣廳郡ニ於テ
ハ郡長之ヲ掌ルヘシ

州長縣令及ヒ郡長ハ自己ノ責任ヲ以テ其權限内ノ事務ヲ掌ルヘシ

第九條 州長ニ故障アルハ其代理ハ書記官長ニテ爲スヘシ但他ノ法律(例ヘハ州會ノ議員ヲ集メ又ハ之ヲ開閉スルハ州長ハ國王ノ派出官吏ト爲リテ之ヲ爲スヘシ又ハ州長ノ代リニ代理人ヲ命スル類)ニ因リ或ル事務ニ付キ別ニ定メナキハニ限ルヘシ又管轄卿ハ場合ニ因リ他ノ代理人ヲ命スル權アリ

二 州輔佐官

第十條 州輔佐官ハ州長又ハ代理人ヲ以テ議長ト爲シ内務卿ヨリ州長所在ノ地ニテ務ムル本官ノ期限ヲ以テ命シタル上等行政官又ハ其代理人ト其他五人ヨリ成ルヘシ其五人ハ州總代ニテ州會議員ニ選ハルヘキ州民ノ内ヨリ選フヘシ又其五人ノ代理人ヲ選ムヘシ
州長、縣令、國王ヨリ命シタル警察官長、郡長、及ヒ其他州ノ官吏ハ選

舉セラル、コナシ

第十一條 選舉輔佐官及ヒ其代理人ノ期限ハ六年ナリトス
其選舉ハ選舉ノ要件ヲ失ヘハ其効ナシ州總代ハ選舉ノ要件ヲ失ヒタルヤ否ヲ決定スヘシ其決定ニ對シテハ二週間内ニ上等行政裁判所ニ訴フルコトヲ得又州輔佐官ノ議長ヨリモ訴ヲ爲スコトヲ得其訴ハ決定ノ効力ヲ停止スルモノニ非サレモ上等行政裁判所ノ判決アルマテハ補欠選舉ヲ爲ス可カラス

第十二條 每三年ニ選舉輔佐官及ヒ其代理人ノ半數ヲ改選スヘシ最初ハ三人ヲ改選スヘシ但退職スル者ハ新ニ選ハレタル者ノ其職務ニ就クマテハ其職ニ止ルヘシ最初退職スヘキ者ハ抽籤ヲ以テスヘシ其退職セラル、者ハ再ヒ選ハル、コトヲ得

選舉期限中ニ退職シタル者ノ爲メニハ輔欠選舉ヲ爲スヘシ選舉セ
ラレタル者ハ退職シタル者ノ期限中其職ニ止ルヘシ

第十三條 選舉輔佐官及ヒ其代理人ハ州長ノ面前ニ於テ誓約ヲ爲シ
州長ヨリ其職ニ就カシムヘシ

是等ノ者ニ行政官吏ノ其官ヲ免スヘキ理由アレハ（行政官職務上
所犯ニ關スル千八百五十二年七月廿一日ノ懲戒法第二條）懲戒裁
判手續ヲ以テ免職セラル、コヲ得

其裁判手續ニ付テハ懲戒法ニ從フヘシト雖モ其裁判ヲ開キ並ニ豫
審掛ト檢事役ヲ勤ムル者ヲ命スルハ内務卿ナリトス
懲戒裁判ハ上等行政裁判所ノ全員會ニ於テ爲スヘシ

第十四條 州輔佐官ハ少クモ議長ヲ合セテ五人出席スレハ其決議ヲ

爲スコヲ得其決議ハ多數ニ因ルヘシ可否同數ナルトハ議長之ヲ決
スヘシ

三 土地義務解放役所

ゲネラル・ル・ゴッピン・ローヤン

第十五條 「ボンムメルン、ポーゼン、ツースタルガルト」(イ)(ペ)州ノ
土地義務解放役所ハ廢止タルヘシ「ボムメルン」州ノ爲メニハ「ブラ
ンデンブリヒ」州ニ在ル土地義務解放役所ニテ其事務ヲ掌ルヘシ
西東「プロイセン」及ヒ「ポーゼン」州ノ爲メニ土地義務解放役所一箇
所ヲ設クヘシ「ハノーフル」州ノ土地義務解放役所ハ「シユレスイヒ
ホルスタイン」州ノ事務ヲ兼ヌヘシ

第二章 縣官署

一 縣令及ヒ縣廳

行政編制法

第十六條 州長所在ノ地ノ縣ノ長タル者ハ副縣令ヲ廢シテ縣令ヲ置クヘシ州長ハ今ヨリ縣ノ長ニ非ス

第十七條 縣廳ノ内務部ハ之ヲ廢止スヘシ其事務ハ此法律ニ於テ別ニ定メサレハ縣廳ニ與ヘタリシ權限ヲ以テ縣令之ヲ掌ルヘシ

第十八條 縣令ニハ書記官長一人書記官ヲ一ト數人補助役數人ヲ附屬スヘシ其補助役ノ内一人ハ裁判官タルヘキ性質ヲ有スヘシ是等ノ者ハ縣令ノ指揮ニ從テ事務ヲ掌ルヘシ（縣ハ三部ニ分テリ一部内務部

是ハ廢セリ二部寺院學校掛三部ハ山林田畑直接稅掛ナリ）
其官吏ハ又縣廳ノ事務ヲ掌ルヘキヲアリ且縣官ノ規則ニ從テ其全員會ニ加ハルヘシ（縣官トハ二部ノ掛ノ者ヲ云フ縣廳トハ二部集マリタルモノト縣令ヲ合スルモノナリ）

又縣官ハ縣令ヨリ委任セラレタル事務ヲ掌ルヘシ

第十九條 縣令ニ故障アルト其代理ハ附屬書記官長ニテ爲スヘシ之レニ故障アルトハ縣廳ノ書記官長ニテ爲スヘシ又管轄卿ハ場合ニ因リ他ノ代理人ヲ命スルコトヲ得

第二十條 第二十一條 第二十二條ハ無用ニ屬スレハ省ク

第二十三條 縣令ハ縣廳又ハ其一局ノ決議ニ不同意ナルモノヲ無効ニシ其責任ヲ以テ處分スル權アリ但事務延滞ノ害アリト認メタルトニ限ル然ラサレハ上官ノ裁定ヲ受クヘシ又縣令ハ縣廳ノ管轄事件ト雖モ至急ヲ要スルカ又ハ實地ニ於テ直チニ處分スヘキコトヲ必用ト看做シタルトハ自己ノ責任ヲ以テ處分ヲ爲スノ權アリ

第二十四條 第二十五條 第二十六條ハ無用ニ屬スレハ省ク（普國ノ組立ノ如ク爲サ

ハル者ヲ普國ノ如ク爲サシムル手續

二 縣輔佐官

ザルグユライト

第二十七條 縣輔佐官ハ縣令又ハ代理人ヲ議長ト爲シ内務卿ヨリ縣令所在ノ地ニ勤ムル本務ノ期限ヲ以テ命シタル上等行政官又ハ代理人ト其他四人ヨリ成ル其四人ハ州總代ニテ州會議員ニ選ハルヘキ縣民ノ内ヨリ選フヘシ又其代理人四人ヲ選ムヘシ

州長縣令及ヒ國王ヨリ命シタル警察官長郡長其他州ノ官吏ハ選舉セラル、コヲ得ス又選舉州輔佐官ハ縣輔佐官ニ選ハル、コヲ得ス其他選舉ノコ及ヒ其決定ヲ爲シ得ルコニ付テハ第十一條ヨリ第十四條マテヲ折衷五人ト四人トノ所ヲ云フ其他都テ同シシテ適用スヘシ

第二十八條 本條ハ無用ニ屬スレハ省ク(郡規則ハ東六州ニ發シタ

ル者ナリ此法律ハ普國全國ニ施行スレハ例ヘハ「ハノーフル」ノ如キハ何レニ屬スルヤノ關係ヲ定メタルナリ)

第三章 郡ノ官署

第二十九條 郡ノ行政長官タル者ハ郡長ナリ郡長ハ郡總代ノ議長ト爲ルヘシ其他郡總代ノ編制ニ付テハ郡規則ニ從フヘシ

第三十條 郡總代ハ郡長又ハ代理人ヲ議長ト爲シ其他四人ヨリ成ル其四人ハ鄉官ニテ其内ヨリ本務ノ期限ヲ以テ選舉スヘシ鄉官及ヒ其代理人ニ故障アルキハ郡總代ニテ其内ヨリ議長一人ヲ選ミ其議長ハ縣令ノ認可ヲ要ス伯林郷ニ於テハ「プランドンアリヒ」州ノ州長之ヲ認可スヘシ

郡總代ノ議長又ハ其一人ハ裁判官タルカ又ハ上等行政官タルノ性

質ヲ有スヘシ

第三十一條 郷長一人ニテ郷官タルノ郷ニ於テハ議長ヨリ外ノ四人ハ郷會ニテ郷民ヨリ之ヲ選ムヘシ

選舉期限ハ六年ナリトス

三年毎ニ其半數ヲ改選スヘシ退職スル者ハ新選ノ者ノ其職ニ就クマテハ其職ニ止マルヘシ

最初ニ退職スル者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定メ退職シタル者ハ再ヒ選ハル、コヲ得

選舉期限中ニ退職シタル者ノ爲メニハ補欠選舉ヲ爲スヘシ新ニ選ハレタル者ハ止タ退職シタル期限中其職ニ止ルヘシ其他選舉ノ要件誓約ヲ爲シテ職ニ就クコト并ニ一時職務ヲ停止スルコトニ付テハ無

給料ノ郷官ノ爲メニ定メタル規則ニ從フヘシ邑規則第八十條ニアリ

第三十二條 郡總代(郷總代)ノ選舉セラレタル者ハ行政官ノ職務ヲ免スヘキ理由アレハ(千八百五十二年七月廿一日ノ行政官懲戒法第二條)懲戒裁判手續ヲ以テ其職ヲ免セラル、コヲ得

懲戒裁判手續ハ懲戒法ニ從フヘシト雖モ其裁判ヲ始メ及ヒ豫審掛ヲ命スルハ縣令ナリトス

始審裁判ハ縣行政裁判ニテ爲シ控訴裁判ハ上等行政裁判所ニテ之ヲ爲スヘシ

始審裁判ニテ檢事ノ職ヲ勤ムル者ハ縣令ヨリ之ヲ命シ控訴裁判所ニ於テハ内務卿之ヲ命スヘシ

第三十三條 郡總代(郷總代)ハ長ヲ合シテ三人出席スレハ決議ヲ爲

スコヲ得其決議ハ多數ニ因ルヘシ出席スル者ノ偶數ナル時ハ年少ノ者ハ其投票ニ加ハル可カラズ但專任者ハ常ニ投票ニ加ルヘシ

第四章 伯林郷ノ官署

第三十四條 「ブランデンブリヒ」州ノ州長ハ伯林ノ州長ヲ兼ヌヘシ又

「ブランデンブリヒ」州ノ學校掛及ヒ衛生掛又ハ土地義務解放役

所年額金銀行ハ伯林ノ事務ヲ兼ヌヘシ

第三十五條 州長ハ縣令ニ代テ伯林ノ自治ノ行政ニ付キ監督ヲ爲ス

ヘシ其他「ポツタム」縣廳ノ内務部ノ權限ハ如何ナル官署ニ委任スヘキヤハ國王ヨリ布告ヲ發シテ之ヲ定ムヘシ

其他此法律ニ別ニ定メナケレハ縣令ノ職務ハ伯林ノ警察長官ニテ掌ルヘシ

第三十六條

州輔佐官ニテ始審ノ決定

年ノ市ノ數及時ヲ定ムルコト或ハ他ノ團結ト契約ヲ結フト開

屆ルヲ爲スヘキ場合ニハ州長之レニ代リ其他ノ場合ニ於テハ管轄

郷ナリトス

此法律ニテ縣輔佐官ノ事務ヲ他ノ官署ニ委任セサルモノハ州長之ヲ掌ルヘシ

第三十七條

寺院ノ事務ハ警察長官ニテ縣廳ノ寺院及學校局ニ代ル

ヘシ寄附ニ因テ寺院ノ財産管理ヲ有スル者及ヒ學校事務ハ從來ノ

規則ニ從フヘシ

第三十八條

直接税ノ事務ハ直接税掛ニテ縣廳ノ直接税山林田畑局

ニ代ルヘシ此官署ハ千八百五十二年七月廿一日ノ行政官懲戒法第

二十四條第二ノ權限ニ付キ州ノ官署ト同等ニ看做スヘシ

第三十九條 千八百五十一年五月一日千八百七十三年五月廿五日

(直接税取立規則)ノ法律第二十四條ニ從テ設クヘキ直接税取調

委員ハ郷官ト郷會ト合併シ郷長ヲ議長トシテ之ヲ選フヘシ

第四十條 伯林ニ奉職スル官吏ニシテ他ノ官署ニ屬セサル者ノ懲戒

ニ付テハ千八百五十二年ノ懲戒法ノ第二十五條ニ從フヘシ

但裁判ヲ始メ豫審掛檢事役ヲ命スルコトハ始審ニ於テハ伯林ノ州長

ナリトス

第三編 手續

第一章 總則

第四十一條 行政官署ノ命令(決定裁定)ニ對シテハ此法律ニ從テ其

長官タル行政官署ニ故障ヲ申立ルコトヲ得

訴訟ヲ起スコトヲ得ルカ又ハ行政裁判ノ手續ヲ爲サンコトヲ申立テ得

ル場合ニ於テハ其故障ヲ申立ルコトヲ得ス但此法律第六十三條以下

ハ此限ニ在ラス

如何ナル場合ニ於ケルモ政府ノ監督官署郡ハ縣ニテ縣ハ州ヨリ其

權限ヲ以テ下等官署ノ命令指令ヲ無効ニシ又ハ其官署ニ指令スル

權ハ從前ノ如クタルヘシ

第四十二條 他ノ法律ニ於テ州輔佐官縣輔佐官郡總代(郷總代)ノ決

定ニ對スル故障又ハ訴訟又ハ行政裁判手續ヲ爲サンコトノ申立ニ付

キ二週間ニ非サル期限ヲ定メタル者ハ後來ハ二週間ノ期限トス又

「プロイセン」「ブランデンブリヒ」「ボムメルン」「ポーゼン」「シユレー

デゲン」「サクソン」諸州ニ於ケル團結及ヒ公ケノ建築物ニテ所有ス

ル山林ニ關スル千八百七十六年八月十四日ノ法律第十一條(普國法律全書三百七十三帖)及ヒ用水組合ニ關スル千八百七十九年四月一日ノ法律第九十一條(普國法律全書二百九十一帖)ニ掲ケタル期限モ亦同シ

第四十三條 故障訴訟及ヒ行政裁判ノ手續ヲ爲サンコノ申立ノ期限ハ二週間ヲ經レハ其權ヲ失フヘシ且其期限ハ別ニ此法律ニ定メナケレハ命令(裁定決定)ヲ送達シタルヨリ始ムヘシ但送達シタル日ハ算入ス可カラス其他期限ノ計算ニ付テハ訴訟法ニ從フヘシ
故障ニ付テハ申出タル官署ニ於テ申立人ノ過誤ニ非スシテ其期限ヲ過タルモノト認メタルトハ其申立ヲ受理スヘシ

第四十四條 故障訴訟又ハ行政裁判手續ヲ爲サンコノ申立ハ別ニ此

法律ニ定メナケレハ命令(裁定決定)ヲ停止スヘシ但官署ノ見込ニ因リ之ヲ停止スレハ公益ヲ害スヘキ場合ニ於テハ執行スルコトヲ得然レモ此法律ノ第六十九條第三項ハ格別ナリトス(停止スルナリ)

第二章 決定手續

ヴェルムスヘムフイレン

一 緒言

第四十五條 州輔佐官縣輔佐官郡惣代(郷惣代)ニ於テ行政裁判ニ非サル國內行政ノ事件ニ關スル決定手續ハ左ノ規則ニ從フヘシ

二 地方管轄

第四十六條 前條ニ掲ケタル官署ノ地方管轄ハ左ノ如ク定ムヘシ
始審ノ管轄

一 土地ニ關スル決定ナルハ其土地ノアル地ノ官署

二其他ノ場合(人ニ關シ)ニ於テハ決定スヘキ事件ニ關係スル人ノ住居スルカ又ハ法律上人ト看做ヘキ者ノ所在ノ地ヲ管轄スル官署若シ法律上人ト看做スヘキ者管轄地外ニ所在ノ地ヲ有スル
ルカ之ヲ管轄スヘキ官署

第四十七條 土地ノ數管轄地内ニアルカ又ハ如何ナル管轄地ニ屬スルカ定ラサルルカハ其管轄地ノ同縣内同州内又ハ數縣數州ニ屬スルニ從ヒ縣令州長又ハ内務卿ヨリ管轄官署ヲ定ムヘシ
又決定スヘキ事件ニ關係スル人又ハ法律上人ト看做スヘキ者ノ管轄地數ヶ所内ニ住居スルカ又ハ所在ノ地ヲ有スルルモ同シ

第四十八條 郡惣代(郷惣代)ニ於テ決定スヘキ事件ニ郡自ラ加ハルルカハ縣令ヨリ伯林ナレハ州長ヨリ他ノ郡惣代ニ委任シテ決定ヲ爲

サシムヘシ

三 事務取扱

第四十九條 長惣代長 議長 會長 郡長 州輔 佐官長 ト都テノ長ヲ云フハ決定ニ加ハル會員ヲ集メ其事務ヲ監督シ且ツ事務取扱ニ延滯ナカテシムヘシ又長ハ官署縣佐官州輔 佐官郡鄉惣代ノ議事ヲ準備シ且之ヲ執行スヘシ又長ハ官署ヲ代理シ官署ノ名ヲ以テ他ノ官署又ハ私人ト文書往復ヲ爲シ一切ノ書類ニ手署スヘシ

第五十條 郡惣代長ハ至急ヲ要スルカ又ハ其事件ノ明白ニシテ且法律ニ於テ惣代ノ承諾ヲ要セサル場合ニ於テハ官署ノ名ヲ以テ命令ヲ發シ又ハ裁定ヲ爲スコトヲ得又縣輔佐官長及州輔佐官長モ亦前項同一ノ權ヲ有スヘシ

但故障ヲ受ケタル郡惣代又ハ縣輔佐官ノ決定ヲ改正長ヨスルニハ他ノ會員ノ承諾ナケレハ之ヲ爲ス可能ハス

前項ノ命令及ヒ裁定ニハ關係者ヨリ二週間内ニ其命令又ハ裁定ニ對シ故障ヲ申立テ又ハ全員ニ因テ決定セシメン申立ヲ爲シ得ルヲ記載スヘシ故障ヲ申立サルハ其命令又ハ裁定ハ之ヲ送達シタル日ヨリ全員ノ決定ト看做スヘシ故障ニ付テハ第四十三條第四十四條ニ定メタル規則ニ從フヘシ

長ハ全員ノ名ヲ以テ發シタル命令又ハ裁定ヲ其後他ノ會員ニ通知スヘシ

第五十一條

州輔佐官縣輔佐官ノ會議ニハ任命代理人

國王内務卿ヨリ命スルナリ

ハ投票權ヲ有セスシテ加ハルコトヲ得又全員ノ承諾アレハ技術官吏

及ヒ州長縣令ニ附屬シタル官吏ヲシテ加ハラシムルコトヲ得

第五十二條

官署ハ書類ニ因テ決定ヲ爲スヘシ但法律ニ於テ對審ノ

事件ヲ定メタル者ハ此限ニ在ラス

官署ハ法律ニ定メタル事件ニ非スト雖モ之ヲ證明セン爲メ關係者

又ハ其代理人ヲ呼出シ對審セシムル權アリ

對審ニ付テハ千八百七十五年七月三日ノ法律第三十九條及四十一

條ヨリ四十三條マテ及ヒ四十六條ヲ引用スヘシ

第五十三條

議事ノ會員又ハ其上系下系又ハ三度ニ至ル傍系ノ血屬

姻屬ニ關係アルハ其會員ハ議事ニ加ハルコトヲ得ス又官吏ニ非サ

ル性質ヲ以テ意見ヲ述ヘタルカ又ハ代理人トシテ又ハ其他私ニ盡

カシタル事件ノ議事ニ加ハルコトヲ得ス

第五十四條 前條ニ從ヒ數員同時ニ議事ニ加ハル、_一能ハサルカ爲
メニ第四十五條ニ掲ケタル一官署ニ於テ決定ヲ爲ス_一能ハス且關
係ナキ代理人ヲ加フルモ仍ホ其全員ニ充タサル_一郡惣代縣輔佐
官又ハ州輔佐官ノ異ナルニ從ヒ縣令州長內務卿ヨリ他ノ郡惣代縣
輔佐官州輔佐官ニ命シ決定ヲ爲サシムヘシ

第五十五條 郡總代ノ決定ニ對シテハ二週間内ニ縣輔佐官ニ故障申
立ヲ爲ス_一得縣輔佐官ノ始審決定ニ對シテハ同期限内ニ州輔佐
官ニ故障申立ヲ爲ス_一得但法律ニ於テ

- 一 終審ノ決定ト定ムルカ及ヒ
 - 二 他ノ官署ニ故障ノ決定ヲ委任シタル_一此限ニ在ラズ
- 縣輔佐官州輔佐官ニ於テ故障ヲ決定シタル_一此限ニ在ラズ

州輔佐官ニ於テ始審決定ヲ爲シタル_一此限ニ在ラズ但
法律ニ於テ_一此限ニ在ラズ
本條ノ規則ハ亦法律ニ從テ郡惣代ノ承諾ヲ以テ郡長ヨリ縣輔佐官
ノ承諾ヲ以テ縣令ヨリ州輔佐官ノ承諾ヲ以テ州長ヨリ決定ヲ爲シ
タル_一此限ニ適用スヘシ

第五十六條 前條ノ故障ハ決定ヲ爲シタル官署ニ差出スヘシ其長ハ
期限内ニ故障ヲ差出シタルヤ否ヲ檢査スヘシ其期限ヲ誤リタル_一
ハ長ヨリ直チニ理由ヲ付シタル裁定ヲ以テ其申立ヲ却下スヘシ其
裁定書ニハ申立人ヨリ二週間内ニ其事件ヲ決定スヘキ官署ニ故障
ヲ申立ル_一得若シ申立テサル_一ハ終審トナルヘキ_一ヲ記載スヘシ
期限ヲ誤ラス且對手ノアル_一ハ其申立書ト附屬書類トヲ對手人ニ

送達シテ二週間内ニ答辨書ヲ差出サシムヘシ
 答辨書ヲ差出シタルハ其寫ヲ故障申立人ニ送達スヘシ故障申立
 書及ヒ答辨書ニ理由ヲ付センカ爲メ至急ヲ要セサル事件ニ於テハ
 又通常二週間ヲ越エサル相當ノ猶豫ヲ與フルコトヲ得然ル後一切ノ
 書類ニ通知書ヲ添ヘテ其故障ヲ決定スヘキ官署ニ送達スヘシ第一
 項ニ背キ其故障ヲ決定スヘキ官署ニ差出シタルハ其官署ハ其申
 立書ヲ第一項ニ掲ケタル官署ニ送付スヘシ但其送付時間ヲ故障期
 限ニ算入ス可カラス

第五十七條 第五十五條ノ故障ハ亦公益ノ爲メ官署ノ長ヨリモ申立

ルコトヲ得郡長縣長州長

長ヨリ故障ヲ申立ントスルハ直チニ其旨ヲ會員ニ通知スヘシ

此場合ニ於テハ一時決定書ノ長ヨリ送達ヲ停止スルト雖モ三日ヲ越
 ヲ可カラズ其決定書ヲ送達スルニハ公益ノ爲メ故障ヲ申立ルコトヲ
 其内ニ記載スヘシ記載セスシテ送達シタルハ故障ヲ放棄シタル
 モノト看做スヘシ

故障ノ理由ハ關係者ニ通知シテ二週間内ニ其答辨書ヲ差出サシム
 ヘシ
 其期限ヲ經過シタル後ハ故障ヲ決定スヘキ官署ニ書類ヲ差出スヘ
 シ

此場合ニ於テハ故障ヲ受ケタル決定ヲ假ニ施行スルコトヲ得ス(四
 十四條)

第五十八條 郡總代ノ事務監督ハ縣令ヨリ伯林郡長ニ於テハ州ノ事務

監督ハ内務卿ヨリ之ヲ爲スヘシ

縣令ノ事務監督ニ付キ發シタル命令ニ對スル意見郡總代ハ縣輔佐

官ニテ終審ノ決定ヲ爲シ州長ノ事務監督ニ付キ發シタル命令ニ對

スル意見縣輔佐官ナリハ州輔佐官ニテ終審ノ決定ヲ爲スヘシ

監督官署ハ一般ニ事務ノ檢査ヲ爲ス權アルナリ

第五十九條 第四十五條ニ掲ケタル官署ハ互ニ依頼スル事務ノ助力

ヲ爲スヘシ又官署ハ一等上ノ官署ヨリ發シタル命令指揮ニ從フヘ

シ

第六十條 州長ハ州輔佐官ノ終審決定縣令ハ縣輔佐官ノ終審決定郡

長又ハ郡總代ノ長ハ郡總代ノ終審決定ノ權限ヲ超ユルカ又ハ法律

ニ背キタルハ其執行ヲ停止スル權アリ其停止ヲ爲スニハ行政裁

判所ニ訴フヘシ郡總代ニ對スル訴ハ縣行政裁判所ニテ始審裁判ヲ

爲シ其他ノ場合ニ於テハ上等行政裁判所ニテ裁判スヘシ

訴ヘラレタル官署ハ裁判所ニ於テ其權利ヲ保護セン爲メ特別ノ代

理人ヲ選フ權アリ

第六十一條 州輔佐官縣輔佐官郡總代ノ事務及ヒ手續ニ付前數條ノ

規則又ハ其他ノ法律ニ定メサルモノハ内務卿ヨリ規則ヲ發シテ之

ヲ定ムヘシ

第三章 行政裁判手續

第六十二條 郡總代ニ委任シタル事件ニシテ都テノ法律ニ於テ争ノ

起リタル行政事件ノ裁判トカ又ハ訴訟手續ヲ以テ其事件ヲ取扱フ

ヘシトカ又ハ判決又ハ郡總代ニ訴フルトカ記シタル分ハ行政裁判

所トシテ千八百七十五年七月三日ノ行政裁判所編制及ヒ其手續ニ
關スル法律ニ從テ裁判スヘシ

第四編 警察官ノ命令ニ對スル上訴

第六十三條 地方及ヒ郡警察官署ノ命令ニ對シテハ此法律ニテ別ニ
定メナケレハ左ノ條件ニ從テ故障ヲ申立ルコトヲ得

一 郡内(區)又ハ之ニ屬スル一万人以下ノ人口ヲ有スル邑ノ地方
警察官署ノ命令ニ對シテハ郡長ニ及ヒ其裁判ニ對シテハ縣令
ニ

二 郷(伯林ヲ除ク)又ハ郡ニ屬スル一万人以上ノ人口ヲ有スル
邑ノ地方警察官署又ハ郡長ノ命令ニ對シテハ縣令及ヒ其裁定
ニ對シテハ州長ニ

三 伯林地方警察官署ノ命令ニ對シテハ州長ニ

縣令又ハ州長ニ於テ終審ノ裁定ヲ爲シタルトハ之ニ對シ上等行政
裁判所ニ訴フルコトヲ得

其訴ハ左ノ箇條ニ適セサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

一 終審裁定ニ於テ法律就中官署ヨリ其權限ヲ以テ發シタル規則
ヲ適用セサルカ又ハ不正ニ適用シタルニ因リ原告人ノ權利ヲ
害シタルト

二 警察官署ヨリ命令ヲ發スヘキ事實ナキト

訴訟ヲ受ケタル警察官ノ命令ノ法律ニ適スヘキヤ否ヲ檢査スヘキ
トハ亦千八百四十二年五月十一日ノ法律第二條獨リ警察上ノ命令
ヲ檢査スルノミ第

二條ニ揭ケタル民法上ノコトニモ檢査ニ從テ從來通常裁判所ノ管轄
スヘシ行政上等裁判所ニテ爲スナリ

事件ニモ及フヘシ

上行政裁判所ノ裁判ハ終審ナリトス但民法上ノ關係ヲ害スルモノニ非ス

第六十四條 郡長又ハ縣令ニ故障ヲ申立スシテ左ノ場合ニ於テハ訴ヲ爲スコトヲ得

一 郡内又ハ郡ニ屬スル一万人以下ノ人口ヲ有スル邑ノ地方警察官署ノ命令ニ對シテハ郡總代ニ

二 郡長ノ命令又ハ郷又ハ郡ニ屬スル一万人以上ノ人口ヲ有スル邑ノ警察官署ノ命令ニ對シテハ縣行政裁判所ニ

訴訟ハ上行政裁判所ニ訴訟ヲ爲シ得ルト同一ノ要件アルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス(第六十三條)

第六十五條 第六十三條第一項ノ故障及ヒ第六十四條ノ訴訟ハ命令ヲ發シタル官署ニ差出スヘシ

故障又ハ訴訟ヲ受取リタル官署ハ之ヲ裁定判決スヘキ官署ニ送付スヘシ故障申立人又ハ原告人ニハ其旨ヲ通知スヘシ

警察官ノ命令ニ對シ故障若クハ訴訟ノ期限又ハ故障ノ裁定ニ對スル故障訴訟ノ期限ハ二週間ナリトス

故障訴訟ノ一方ヲ爲シタルモ他ノ一方ヲ爲スコトヲ得ス其書面ニ訴訟狀ト記セサルカ又ハ行政裁判ノ申立書ト記セサル者ハ之ヲ故障狀ト看做スヘシ同時ニ故障ト訴訟ヲ差出シタル者ハ止タ故障ノ手續ヲ始ムヘシ而シテ其訴訟ハ第一項ノ官署ヨリ之ヲ却下スヘシ其却下シタル命令ニ對シテハ二週間内ニ其訴訟ヲ裁判スル行政裁

判所ニ故障ヲ申立ルコトヲ得

第一項ニ背テ故障又ハ訴訟ヲ裁定判決スヘキ官署ニ直チニ差出シタルトハ之ヲ第一項ニ掲ケタル官署ニ送付スヘシ但其送付期限ハ上訴期限ニ算入スヘカラス

第六十六條 縣令ノ警察上ノ命令ニ對シテハ二週間内ニ州長ニ故障ヲ申立ルコトヲ得又州長ノ故障裁定ニ對シテハ同期限内ニ上等行政裁判所ニ訴フルコトヲ得但第六十三條ノ訴ヲ爲スヘキ要件アルコトヲ要ス

第六十七條 千八百四十二年五月十一日ノ法律第六條ハ亦行政裁判所ノ終審判決ヲ以テ警察上ノ命令ヲ發シタルトモ適用スヘシ
警察官ヨリ命令ヲ發シ之ニ故障ヲ爲シ其命令ヲ取消シタルトモ警察官ニ對シ損害ノ償ヲ求ムルコトヲ得則行政裁判ヨリ警察官ノ命令

ヲ取消シタルトモ亦適用ス

第五編 脅迫權

ツリンシムスフツシニセ

第六十八條 縣令郡長地方警察官署及村長(里長)ハ警察事務ヲ行フトキ左ノ脅迫法ヲ以テ其權限内ニ於テ發シタル命令ヲ執行スル權アリ

- 一 官署ハ成ルヘク他人ヲシテ之ヲ爲サシメ預シメ定ムルヲ得ヘキ費用高ヨリ義務者ヨリ強テ取立ヘシ
- 二 他人ヲシテ爲サシムルコト能ハサルカ又ハ義務者ニ於テ費用ヲ擔任スル能ハサルコト明カナルカ又ハ爲ス可カラサル事ヲ爲ス可カラスト強ユルトハ官署ハ左ノ箇條ニ從テ罰金ヲ以テ脅迫シ且之ヲ科スル權アリ

① 村長ハ五マルク以下

③ 地方警察官署及ヒ郡内ノ邑長ハ六「マルク」以下

④ 郡長及ヒ郷ノ警察官及ヒ郷長ハ百五十「マルク」以下

⑤ 縣令ハ三百「マルク」以下

同時ニ獨逸刑法第二十八條第二十九條ニ從テ無力ナルルハ罰金ニ換フヘキ相當ノ拘留ヲ決定スヘシ拘留ノ期限ハ左ノ如シAノ場合ニ於テハ一日Bノ場合ニ於テ一週間Cノ場合ニ於テハ二週間Dノ場合ニ於テハ四週間

他人ヲシテ爲サシムルル(第一)又ハ罰金ヲ科スルル(第二)毎ニ預シメ書面ヲ以テ脅カスヘシ此書面ニハ爲スヘキ期限ヲ定ムヘシ三直チニ脅迫法ヲ用ヒサレハ命令ヲ施行スル能ハサル場合ニ非サレハ直ニ之ヲ發スルコトヲ得ス

第六十九條 預シメ脅カシヲ爲シタル書面ニ對シテハ命令ニ對スル

ト同一ノ上訴ヲ爲スコトヲ得已ニ命令ニ對シテ別ニ上訴ヲ爲サル

ルハ脅カシ書面ニ對スル上訴ハ亦命令ニ對シテ爲シタル者トス

脅迫法ノ確定及ヒ執行ニ對シテハ如何ナル場合ニ於テモ止タ二週

間内ニ監督官ニ故障ヲ申立ルコトヲ得ルノミ_{訴ヲ爲ス}コトヲ得ス

第六十八條第二ニ從テ罰金ニ換ヘタル拘留ハ上訴ノ終審裁定又ハ

判決アルカ又ハ上訴期限ノ經過スルマテハ之ヲ執行スルコトヲ得ス

第七十條 此章及ヒ前章ハ漁獵ヲ監督スル爲メ政府ヨリ任シタル官

吏_{脅迫法ヲ用フル}權アルコトヲ云フニモ適用スヘシ(千八百七十四年五月三十日ノ

漁獵規則第四十六條)

千八百七十五年六月廿五日ノ獸病豫防撲滅規則第六條ニ掲ケタル

行政裁判所ニ爲ス訴ハ二週間内ニ爲スヘシ

第七十一條 本條ハ無用ニ屬スレハ畧ス

第六篇 警察規則ヲ發スヘキ權

第七十二條 法律ニ於テ中央官署ニ警察規則ヲ發スヘキヲ委任シ

タル事件ニ付テハ卿ハ其管轄内ニ又ハ其一部ニ警察規則ヲ發シ且其規則ニ從ハサレハ百「マルク」以下ノ罰金ヲ定ムルヲ得

左ニ掲クル卿モ亦同シ

一 工部卿ハ鐵道警察規則ノ違警罪ニ付キ

二 通商營業卿ハ大河、航船、港口、警察規則ノ數州ニ跨カルモノニ付

キ

獨逸刑法第三百六十七條第五ニ掲ケタル布告ヲ發スルマテハ亦

管轄卿ニテ其規則ヲ發スル權アリ

第七十三條 州長ハ千八百五十年三月十一日ノ警察規則第六條第十

二條第十五條及千八百六十七年九月廿日布告第六條第十二條第十

三條ニ從テ數縣内ノ郡又ハ一縣以上又ハ全州ノ爲メ警察規則ヲ發

シ之ニ背ク者ニハ六十「マルク」以下ノ罰金ヲ定ムルヲ得

縣令ハ縣内數郡又ハ全縣ノ爲メ前項ト同一ノ權ヲ有セリ

縣廳ニテ警察規則ヲ發スヘキ權ハ廢止タルヘシ

第七十四條 大河、航船、港口、ノ警察規則ハ第七十二條第二ヲ除クノ

外ハ縣令ニテ之ヲ發スヘシ其規則ノ一縣外ニ及フカ又ハ州ニ及フ

ヘキ州長ニテ之ヲ發スヘシ通商營業卿ヨリ其發スヘキ權ヲ總

括スヘキ官署ニ委任シタル分ハ其官署ニテ發スヘシ又縣令ハ一郡

又ハ其一部ニ以上ノ警察規則ヲ發スル權アリ

此規則ニ背クモノハ六十「マルク」以下ノ罰金ヲ定ムルコトヲ得

第七十五條 第七十三條第七十四條ニ從テ州長ヨリ發スヘキ警察規

則ハ州輔佐官ノ承諾ヲ要シ縣令ヨリ發スヘキ警察規則ハ縣輔佐官ノ承諾ヲ要ス

至急ヲ要スル場合ニ於テハ州長縣令ハ州輔佐官縣輔佐官ノ承諾ヲ得スシテ發スルノ權アリ警察規則ヲ發シタル日ヨリ三月内ニ承諾ヲ得サルハ其規則ヲ無効トスヘシ

第七十六條 第七十二條第七十三條第七十四條ニ掲ケタル警察規則ハ（ポリツアイヘルフォルドヌング）ノ名義ヲ以テ第七十二條第七十三條又ハ第七十四條ノ箇條ヲ掲ケ及第七十三條ノ場合ニ於テハ其

條ニ掲ケタル規則ヲ記載シテ之ヲ適用スヘキ縣ノ公告紙ヲ以テ公告スヘシ

第七十七條 第七十六條ニ從テ公告シタル警察規則ニ其効力ヲ得ヘキ日限ヲ掲ケタルハ其日ヨリシテ効力ヲ有シ日限ヲ掲ケサルハ警察規則ヲ公告シタル翌日ヨリ八日目ニ効力ヲ有スヘシ

第七十八條 郡長ハ郡總代ノ承諾ヲ以テ千八百五十年三月十一日ノ警察規則及千八百六十七年九月廿日ノ布告ニ從ヒ數地方警察區ノ爲メ又ハ全郡ノ爲メ警察規則ヲ發シ且之ニ從ハサル者ニ對シ三十「マルク」以下ノ罰金ヲ定ムルコトヲ得

第七十九條 地方警察規則ハ（千八百五十年三月十一日法律第五條以下及千八百六十七年九月廿日ノ布告第五條以下）邑郷ニ於テハ

團結官官郷官邑ノ承諾ヲ要ス但安寧警察規則ニ非サルハニ限ルヘシ

團結官ニテ其承諾ヲ拒ムルハ警察官署ノ申立ニ因リ縣輔佐官ノ決定ヲ以テ其承諾ヲ補フコトヲ得

至急ヲ要スル場合ニ於テハ地方警察官署ハ團結官ノ承諾ヲ得スシテ規則ヲ發スルコトヲ得規則ヲ頒布シタル日ヨリ四週間内ニ承諾ヲ得サルハ其官署ニテ其規則ヲ無効トスヘシ

第八十條 郷ニ於テハ地方警察官ハ警察規則ヲ犯ス者ニ對シ三十「マルク」以下ノ罰金ヲ定ムル權アリ其他三十「マルク」以下ノ罰金ヲ地方警察規則ニ定ムルニハ第七十三條ニ掲ケタル法律第五條ニ從テ縣令ノ許可ヲ受クヘシ

又縣令ハ地方及ヒ郡警察規則ノ頒布法并ニ方式ヲ定ムル權アリ

第八十一條 縣令ハ地方及ヒ郡警察規則ヲ無効ト爲スノ權アリ但至急ヲ要スル場合ノ外ハ縣輔佐官ノ承諾ナケレハ無効ト爲スコトヲ得ス

内務卿ハ別ニ法律ニ定メナケレハ都テノ警察規則州縣ヲ無効トスル權アリ大河航船警察規則港口警察規則ニ付テハ商務卿ニテ無効トスル權アリ

地方行政權限法 千八百七十六年七月廿六日

第一篇ヨリ第四篇マテ則チ第一條ヨリ第三十九條マテヲ廢セリ

第五篇 行政官署及ヒ行政裁判所ノ物件ニ關スル權限

第一章 村里區郡ニ關スル事件

Ⓐ 村里ニ關スル事件

村里ノ經界ヲ變スル事

第四十條 郡總代ハ千八百五十六年四月十四日ノ法律第一條二項四

項ニ從テ(普國法律全書三百五十九條)左ノ場合ヲ決定スヘシ

- 一 此迄村里ニ屬セサル土地ヲ村里ニ結付クルニハ關係者ノ意見ヲ聞キ決定スヘシ其土地ヲ他ノ郡内ニアル村里ト結付クルハ自カラ郡ノ經界ヲ變スヘシ

二 村里ヨリ土地ヲ離シテ之ヲ他ノ村里ニ合併スルト之ニ關係スル村里及ヒ土地所有者ニ於テ同意ナルトハ之ヲ許可スル決定ヲ爲スヘシ

其決定(一)及ヒ許可ヲ拒ムトニ對シ關係者ヨリ縣輔佐官ニ故障ヲ申立ルコトヲ得

千八百五十六年四月十四日ノ法律第一條ニ從テ村里ノ經界ヲ變シタルカ爲メ關係者間ニ權利義務ノ關係ヲ定ムヘキトハ郡長ニ於テ之ヲ定ムヘシ其決定ニ付キ關係者ヨリ不服ヲ申述ヘサレハ郡總代ノ許可アルヲ以テ足レリトス

郡總代ニ於テ許可ヲ拒ミタルトハ關係者ヨリ縣輔佐官ニ故障ヲ申立ルコトヲ得權利義務ノ關係ニ付キ爭ヲ生シタルトハ郡總

代ニ於テ行政裁判ヲ爲スヘシ

其他千八百五十六年四月十四日ノ法律第一條ヲ適用スヘシ但郡總代ノ決定アレハ郡會ノ意見ヲ聞クニ及ハス及ヒ郡會ノ意見ヲ聞クニ及ハスシテ郡總代ノ意見ヲ聞クヘシ

村里ノ經界ニ關スル爭訟

第四十一條 從來ノ村里ノ經界ニ付キ爭訟ノ生スルカ又ハ一地方ノ村里タル性質ニ付キ爭訟ノ起リタルトハ郡總代ニ於テ行政裁判ヲ爲スヘシ

村規則

第四十二條 郡總代ハ左ノ場合ニ於テ決定ヲ爲スヘシ但郡會ノ意見ヲ聞クニ及ハス

地方行政權限法

- 一 里又ハ村ニ屬セサル大ナル地ヲ村ニ合併スルニ付キ其關係ヲ定ムル規則ヲ認可スル決定ヲ爲スヘシ(千八百五十六年四月十四日法律第二條)其規則ニハ村會ニ於テ村長ニ議長タルノ權ヲ失ハシムヘキコトヲ定ム可カラス
- 二 村會ニ於ケル投票權ヲ變スル決議並ニ投票權ニ關スル村ノ編制法ヲ増補改正セシムル命令ヲ決定スヘシ(同法律三條ヨリ七條マテ)
- 三 村總代會ヲ設クル規則ヲ認ムルコトニ付キ決定スヘシ(同法律八條)
- 四 村費及ヒ力役ノ賦課法ヲ變スル決定ノ認可並ニ村費ニ關スル村編制法ヲ増補改正セシムル命令ヲ決定スヘシ(同法律十一條ヨリ十三條マテ)

關係者ヨリ州輔佐官ニ故障ヲ申立ルコトヲ得關係者トハ法律ニ從ヒ投票權ヲ有スレドモ村ノ決議又ハ郡總代ノ命令(第二)ニ因テ投票權ヲ失ハシムルカ又ハ減セシメタル者ヲモ含ムヘシ
故障申立ノ期限ハ其地ノ慣習ニ從テ郡總代ノ決定ヲ公告シタル日ヨリ始ムヘシ

關係者ニ於テ第二ノ決議命令ニ因リ法律ニ背キ投票權ヲ失ハシメタルカ又ハ減セシメタルト認メタルモハ村ノ決議ヲ爲シタル後二週間内ニ郡總代ニ訴フルコトヲ得郡總代ヨリ命シタルモハ同期限内ニ行政裁判ノ手續ヲ爲サンコトヲ求ムルヲ得郡總代ハ終審裁判アルマテ決議ノ認可又ハ命令ノ効力ヲ停止スヘキヤ否ニ付終審ノ裁判ヲ爲スヘシ

土地ヲ賣却シ及ヒ負債ヲ起シ仕拂ノ方法ヲ定ムル事

第四十三條 郡總代ハ左ノ場合ニ於テ決定スヘシ

一 村ノ土地又ハ權利ヲ賣却スル許可並ニ負債ヲ起ス可キ許可ノ決定ヲ爲スヘシ

二 千八百五十六年四月十四日ノ法律十條第四ニ從ヒ村ノ土地又ハ權利ヲ賣却スルニ付キ法式ニ從ヒタルコトヲ證スル證書ヲ交付スル決定ヲ爲スヘシ

三 村ニ對スル執行法ヲ定ムル決定ヲ爲スヘシ

一二ノ場合ニ於ケル故障ハ村ノ申立ヲ承諾セサルトニ限り故障ヲ申立ルコトヲ得

第四十四條 本條ハ廢止セリ(郡規則ニ入レリ)

投票權及ヒ村ノ官吏村會議員ノ選舉ニ關スル爭訟

第四十五條 村會ノ投票又ハ選舉ニ加ハル權ニ付キ爭訟ヲ生スルカ

又ハ村長輔佐人其他ノ村ノ官吏又ハ議員ノ選舉ノ規則ニ背キタルカ爲メ選舉會ニ加ハリタル者ヨリ二週間内ニ故障ヲ申立タルトハ村長ニ於テ其裁定ヲ爲スヘシ村總代會ノアル所ニテハ村總代會ニテ裁定ヲ爲スヘシ

其裁定ニ對シテハ二週間内ニ投票權ヲ有スル者又ハ故障申立人ヨリ郡總代ニ訴フルコトヲ得郡總代ノ裁判ハ假リニ執行スヘシト雖モ終審ノ裁判アルマテハ法律ニ於テ必用ナル選舉ノ認可ヲ爲スヘカラス且補欠選舉ヲ爲ス可カラス

第四十六條第四十七條第四十八條ハ廢止シタリ(郡規則又ハ編制法ニ入レリ)

村内ノ使用權及ヒ義務ニ關スル爭訟

第四十九條 使用及ヒ村ノ財産ニ加ハル權ニ付キ爭訟ヲ生スルカ又ハ村費ノ義務又ハ賦課軍費ノ義務及ヒ貧民救助ノ義務及ヒ其軍費ヲ償還(政府ヨリ村ニ還ス義務)スヘキ義務ヲ包括ス千八百七十三年六月十三日ノ軍費ニ關スル法律第六條獨逸法律全書百二十九條及ヒ千八百七十一年三月八日ノ窮民救助管轄規則第八條以下獨逸法律全書百三十帖以下ニ付キ爭ヲ生シタルハ村長里長又ハ貧民救助組合ノ長ニ於テ其裁定ヲ爲スヘシ
其裁定ニ對シテハ二週間内ニ郡總代ニ訴フルコトヲ得
其訴訟ハ終審裁判アルマデ村費ノ執行ヲ停止スルモノニ非ス
計算書ヲ受取ルコト及ヒ出納局ノ金銀不足ニ關スル爭訟

第五十條 郡總代ハ左ノ場合ニ於テ裁判スヘシ

- 一 村ノ計算書ヲ受取ルコトヲ拒ミ又ハ精算書ノ義務ヲ免カレシムルコトヲ拒ムカ爲メ會計官吏ヨリ訴ヘタルハ
- 二 村ノ官吏ノ不足ノ償金ヲ確定セシメンカ爲メ出納局又ハ其他ノ官吏ヲ直轄スル官所ヨリ訴ヘタルハ千八百四十四年一月廿四日ノ布告ニ從テ裁判スヘシ(郡規則五十五條見合)
- 二ノ場合ニ於ケル郡總代ノ裁判ニ對シテハ通常裁判所ニ訴フルコトヲ得ルノミ其判決ハ通常裁判所ニテ終審ノ裁判アルマデハ假リニ執行スヘシ

村里ニ於テ法律上ノ義務ヲ怠ルコト

第五十一條 村里ニ於テ官署ヨリ其權限ヲ以テ定メタル法律上ノ義務

務ヲ盡スコトヲ怠ルカ又ハ拒ミタルハ官署ヨリシテ郡總代ニ訴フルコトヲ得村里ハ行政裁判ノ爲メ代理人ヲ選ムコトヲ得

⑧區ニ關スル事件

第五十二條ヨリ第五十九條マテ廢止セリ(郡規則ニ入レリ)

⑨村里ノ監督

第六十條 村里ノ自治事件ニ關スル監督ハ前數條ニ定メタルモノ、外郡總代其上ハ縣輔佐官ニテ爲スヘシ

第六十一條 村長輔佐人里長其他村區ノ官吏ノ職務上所犯ニ付テハ千八百五十二年七月二十一日ノ行政官懲戒法ニ從フヘシ但左ノ如ク折衷シテ適用スヘシ

一 村長輔佐人里長其他ノ村區ノ官吏ニ對スル懲罰ハ郡長ニテ之

ヲ科ス州ノ官署ノ權限ヲ以テハ縣令ヨリ之ヲ科スヘシ

二 廢止

三 郡長ノ命令ニ對シテハ二週間内ニ縣行政裁判所ニ訴フルコトヲ得縣令ノ命令ニ對シテ同期日内ニ上等行政裁判所ニ訴フルコトヲ得

四 免職ノ裁判ニ於テハ郡長縣令ヨリ之ヲ始メ且豫審掛及ヒ檢事ノ職ヲ勤ムル者ヲ命スヘシ

⑩郡ノ事件

第六十二條ヨリ第七十三條マテハ廢止セリ(郡規則行政編制法行政裁判規則ニ入レリ)

第二章 窮民ニ關スル事件

第七十四條 州輔佐官ハ千八百七十一年三月八日ノ窮民救助管轄規則ヲ施行スル法律第八條ヨリ第十條マテ及ヒ第十二條ニ掲ケタル獨立スル土地所有者一人ニ屬セサル里及ヒ合併救助組合ニ於ケル窮民救助規則ヲ認可スルコトニ付キ又合併救助組合ヲ解クコトノ許可ニ付キ決定スヘシ(同法律第十四條)

第七十五條 地方窮民救助組合ヨリ發シタル救助ノ高及方法ニ關スル命令ニ對シ窮民ヨリ故障ヲ申立タルルキハ(千八百七十一年三月八日ノ法律六十三條)ニヨリ

① 邑郷ニ非サル所ニ於テハ郡總代ニテ決定スヘシ

② 邑郷ニ於テハ縣輔佐官ニテ決定スヘシ

縣行政裁判所ニ故障ヲ申立ル代リニ①ノ場合ニ於テハ郡總代ノ決

定ニ對シ縣輔佐官②ノ場合ニ於テハ縣輔佐官ノ決定ニ對シ州輔佐官ニ故障ヲ申立ルコトヲ得

又地方窮民救助組合ヨリモ故障ヲ申立ルコトヲ得

第七十六條 郡總代(郷總代)ハ左ノ場合ニ於テ決定ヲ爲スヘシ

- 一 窮民救助組合間ニ爭訟ヲ生シタルルキハ千八百七十一年三月八日ノ法律六十條ヨリ六十二條ニ因テ郡委員(故ニ今日ハ郡委員ナシ)ニテ裁判スヘキ場合ニ於テ仲裁裁判ヲ爲シ又ハ協議ヲ遂ケシムル裁判ヲ爲スヘシ

- 二 窮民救助組合及ヒ救助スヘキ義務アル親屬間ニ爭訟ヲ生シタルルキ同法律ノ六十五條ニ從ヒ郡長又ハ郷邑官ニテ裁判スヘキ場合ノ裁判ヲ爲スヘシ

郡總代ノ裁判ハ二ノ場合ニ於テハ終審ナリトス但通常裁判所ニ訴フルコトヲ得

第三章 學校ニ關スル事件

第七十七條 關係者間ニ於テ

- 一 學校ヘ出金スヘキ義務ニ付キ
- 二 小學校教師ノ俸給ヲ定ムルル現物ノ價格及ヒ土地收入ノ價ヲ評定スルコトニ付キ爭訟ヲ生シタルルハ(小學校教師ハ金ノ代リニ現物又ハ土地ニテ給料ヲ受クレハ其價ト收入ノ高ヲ評定スルナリ)

Ⓐ 郷邑ニ非サル所ニアル學校ナレハ郡總代ニテ裁判スヘシ

Ⓑ 郷邑ノ學校(小學校ニ限ル)ナレハ縣行政裁判所ニテ裁判スヘシ

一ノ場合ニ於テハ其訴ハ學校監督官署ヨリ其權限ヲ以テ命シタル出金(教師ノ俸給等)ノ執行ヲ停止スルモノニ非ス

第七十八條 學校ノ建築及ヒ保存スヘキ義務アル者ノ間又ハ義務者

ト學校監督官署ノ間ニ

- 一 新築及ヒ修復ノ必用ナルヤ否及ヒ其方法ニ付キ
- 二 建築費ヲ出スヘキ義務及ヒ其費用ヲ義務者間ニ分配スルコトニ付キ爭訟ヲ生シタルルハ

Ⓐ 郷邑ニ非サル所ノ學校ナレハ郡總代

Ⓑ 郷邑ノ學校ナレハ(小學校ニ限ル)縣行政裁判所ニテ裁判スヘシ

一二ノ場合ニ於ケル郡總代ノ裁判ニ對シテハ縣行政裁判所ニ控訴スルコトヲ得止ターノ場合ニ於ケル縣行政裁判所ノ始審裁判ニ對シテハ上等行政裁判所ニ控訴スルコトヲ得

縣行政裁判所ノ裁判ハ終審ニシテ直チニ執行スヘシト雖モ上等行政裁判所ニ控訴ヲ爲シ得ヘキ場合ハ格別ナリトス然レモ關係者ハ義務者ト看做シタル者又ハ損害ノ償ヲ出スヘキ者ニ對シ通常裁判所ニ訴フルコトヲ得

郡總代又ハ縣行政裁判所ハ學校ト寺ノ看守人ト合併シタルモ裁判ヲ爲スヘシ(寺ノ番人カ小學校ノ教師ヲ兼ヌル事則チ番人ノ宅ヲ小學校ト看做セリ)

第七十九條 前條第一ニ從テ裁判ヲ爲スニハ學校監督官署ヨリ其權

限ヲ以テ發シタル學校建築ニ關スル命令ニ從フヘシ

又前條第一ノ規則ニ因テ千八百十七年十月廿三日ノ布達第十八號ノ㊦ニ掲ケタル學校組合ヲ設ケ又ハ組合ヲ分ツコトニ付キ學校監督官署ノ權限ヲ變スルコトナシ(普國法律全書二百四十八帖)

第四章 軍人ノ旅宿ヲ引受クヘキ義務ニ關スル事件(行軍演

習ノ中軍人ノ旅宿ヲ割付クルコト尤モ代料ハ拂フナリ)

第八十條 郡總代ハ左ノ場合ニ於テ決定スヘシ

- 一 村ニ於テ旅宿ノ義務及ヒ其他現物ヲ出スヘキ義務(車飲食物秣草)ヲ分配スル爲メノ村會ノ決議又ハ村ノ規則ヲ認可スル
- 一 千八百六十八年六月廿五日ノ平時軍人ニ旅宿ヲ給ス

ヘキ義務ニ關スル法律ノ七條三項ヨリ五項マテ及ヒ獨逸法律全書五百二十三帖及ヒ千八百七十五年二月十三日ノ平時軍人ニ現物ヲ給スヘキ義務ニ關スル法律第七條二項獨逸法律全書五十二帖

二 村ト合併セサル里ニ於テ旅宿義務ヲ決定スルコトニ付キ(千八百六十八年六月廿五日ノ法律第七條末項)ニヨリ

一ノ場合於テハ關係者ヨリ許可ヲ拒ミタルトニ限り州輔佐官ニ故障ヲ申立ルコトヲ得

第八十一條 旅宿ノ義務ヲ分配スル爲メ作りタル表ニ對シ(千八百六十八年六月廿五日ノ法律六條四項)法律ニ定メタル期限内ニ故障ヲ申立タルトハ郷邑ニ於テハ郷邑官其他ノ地方ニ於テハ郡總代

ニテ裁定ヲ爲スヘシ郷邑官ノ裁定ニ對シテハ二週間内ニ縣行政裁判所ニ訴フルコトヲ得郡總代ノ裁定ニ對シテハ同期限内ニ行政裁判ノ手續ヲ爲サンコトヲ求ムルヲ得

縣行政裁判所ノ裁判ハ如何ナル場合ニ於テモ終審ナリトス

第五章 衛生及ヒ獸病警察ニ關スル所分

第八十二條 衛生獸病ニ關スル警察所分ヲ強テ行ハントスルニハ此

法律ニ於テ監督官署ニ其權限ヲ與ヘタルモノナレハ

一 村里ニ關スレハ郡總代

二 郡内ノ邑ニ關スレハ縣輔佐官

三 郷ニ關スレハ州輔佐官ニテ決定スヘシ

郡總代ノ決定ニ對シテハ州輔佐官ニ故障ヲ申立ルコトヲ得

州輔佐官ノ決定ニ對シテハ衛生事件ナレハ文部卿獸病ナレハ農務卿ニ故障ヲ申立ルコトヲ得

第八十三條 本條ハ廢止セリ(千八百八十一年三月十二日ノ獨逸帝國ヨリ發シタル獸病豫防規則ヲ施行スル法律ニ設ケリ)(普國法律全書百二十八帖)

第六章 田島警察事件

第八十四條ヨリ第八十六條マテヲ廢止シテ千八百八十年四月一日ノ田島及ヒ山林規則ヲ發セリ

第七章 獸獵警察事件

第八十七條 數箇ノ土地ヲ合セテ一獸獵區ヲ作ル許可ニ付キ郡總代郷ニ於テハ縣輔佐官ニテ決定スヘシ

千八百五十年三月七日ノ獸獵規則第四條

第八十八條 一獸獵區ヲ作ル土地所有者ヲ代理スヘキ團結官署ヲ定ムル事ニ付其終審ノ裁定ヲ爲ス者ハ左ノ如シ(同法律第九條)

- ① 一土地郡内ノ數團結ニ屬スル土地ニ付テハ郡總代
- ② 一縣内ノ數郡ニ屬スル土地ニ付テハ縣輔佐官
- ③ 一州内ノ數縣ニ屬スル土地ニ付テハ州輔佐官
- ④ 數州ニ屬スル土地ニ付テ管轄卿

第八十九條 外國人ヲ獸獵區借受人トスル許可ニ付テハ郡總代郷ニ在テハ縣輔佐官ニテ決定スヘシ(同法律十二條二項)

第九十條 縣輔佐官ハ郡長又ハ郷ノ警察官署ヨリ獸類ヲ射殺サンコトノ申立ヲ許可スルカ又ハ拒ムヘキ命令ニ對スル故障ニ付キ終審ノ

裁定ヲ爲スヘシ(同法律二十三條二十四條二十七條)

第九十一條 官署ヨリ左ノ事件ニ付キ發シタル命令ニ對シ

一 所有ノ土地ニ於テ獸獵ヲ禁スル命令又ハ合併獸獵區ヨリ畠地

内ニアル建築地ヲ獸獵區ヨリ離スコトヲ拒ム命令(同法律二條

三條五條七條ノ三項及ヒ四項)

二 森林ヲ以テ圍マレタル土地ヲ同法律七條ニ從テ合併獸獵區ヨ

リ離スヘキ命令ニ對シテハ行政裁判所ニ訴フルコトヲ得

二ノ場合ニ於テハ其土地ヲ離シタレト關係者間ニ協議ヲ遂ケサル

トハ其森林ノ所有者ハ圍マレタル土地所有者ヨリ其獸獵ヲ借受ケ

ンコト又ハ獸獵ヲ停止センコトヲ郡總代又ハ郷總代ニ訴出ルコトヲ得又

ハ借受地ノ評定ニ付キ訴フルコトヲ得但其後通常裁判所ニ訴フルコ

トヲ得

第九十二條 團結官署ヨリ貸付賃及ヒ備ヒタル獵師ノ獲タル獸類ノ

代價ヲ分配シタル土地所有者ノ決定ニ對シ(同法律十一條)テハ關

係スル土地所有者ヨリ郡總代郷ニ於テハ郷總代ニ訴フルコトヲ得

第九十三條 郡長又ハ郷ノ警察官署ヨリ内國人ニ獵獸鑑札ヲ交付ス

ルコトヲ拒ムカ又ハ取上クヘキ命令ニ對シテハ二週間内ニ縣行政裁

判所ニ訴フルコトヲ得(同法律十四條十五條)

縣行政裁判所ノ判決ニ對シテハ千八百八十年八月二日ノ法律六十

四條六十五條ニ從テ上告ヲ爲スコトヲ得ルノミ

第九十四條 縣輔佐官ハ獸獵禁止時間ヲ廢シ及ヒ之ヲ伸縮スルコトニ

付キ決定ヲ爲スヘシ(千八百七十年二月廿六日ノ獸獵ヲ禁スル時